



三井住友トラスト・ホールディングス

SuMi TRUST

SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS

CSR REPORT

2012



経営理念(ミッション)

- (1) 高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- (2) 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- (3) 信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- (4) 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

目指す姿(ビジョン)

—「The Trust Bank」の実現を目指して—

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

行動規範(バリュー)

私たち、三井住友トラスト・グループの役員・社員は、グループ経営理念を実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

お客さま本位の徹底 —信義誠実—

私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

社会への貢献 —奉仕開拓—

私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

組織能力の発揮 —信頼創造—

私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

個の確立 —自助自律—

私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

法令等の厳格な遵守

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

反社会的勢力への毅然とした対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。



シンボルマーク

シンボルマークは、「未来の開花(Future Bloom)」をテーマに、「高い専門性と総合力によって、新たな価値を創造し、お客さまや社会の未来を花開かせる」という三井住友トラスト・グループのビジョンを象徴しています。

透明感のある4つの花弁は、お客さま・社会・株主・社員の各ステークホルダーに対する私たちのミッションを表すとともに、それぞれの色彩は、私たちのバリュー(行動規範)である「信義誠実」(ナチュラルグリーン)、「奉仕開拓」(ゴールデンオレンジ)、「信頼創造」(ブルーグリーン)、「自助自律」(スカイブルー)を表しています。

コーポレートカラー

コーポレートカラーは、シンボルマークが表現する価値観を統合し、親しみやすさとともに未来を感じさせる「フューチャーブルー」としました。

三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針 (サステナビリティ方針)

私たち三井住友トラスト・グループは、経営理念(ミッション)、目指す姿(ビジョン)、行動規範(バリュー)に基づき、お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等のすべてのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たします。

1. 事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献

- ・ 私たちは、グローバルな視点に立ち、本業を通じて社会・環境問題の解決に取り組みます。
- ・ 私たちは、社会・環境問題の解決に向けて、信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルや革新的な商品・サービスの開発に取り組みます。

2. お客さまへの誠実な対応

- ・ 私たちは、お客さまに商品・サービスの内容を十分にご理解いただけるよう、丁寧なご説明やご提案に努めるとともに、いただいたお客さまの声を迅速に業務改善や商品・サービス向上につなげます。
- ・ 私たちは、お客さまの情報について、万全の管理に努めます。
- ・ 私たちは、お客さまが主体的かつ合理的に金融商品を選択し健全な資産形成ができるよう、教育機関や行政、NPO等とも連携しながら教育・啓発活動に取り組みます。

3. 社会からの信頼の確立

- ・ 私たちは、あらゆる法令等やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- ・ 私たちは、ステークホルダーとの健全かつ正常な関係を構築するとともに、公正な競争、企業情報の適切な開示等、社会の構成員としての責任を全うします。
- ・ 私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫き、また、組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止に取り組みます。

4. 環境問題への取り組み

- ・ 私たちは、低炭素社会や生物多様性を育む自然共生社会、循環型社会の構築を目指し、さまざまなステークホルダーとの連携を図り、本業を通じてこれらを阻害する問題の解決に取り組みます。
- ・ 私たちは、省エネルギー・省資源等、自らの企業活動によって生じる直接的な環境負荷の低減に取り組みます。

5. 個人の尊重

- ・ 私たちは、あらゆる企業活動において、個人の人權、多様な価値観を尊重し、不当な差別行為を排除します。
- ・ 私たちは、安全で快適な職場環境を実現するとともに、社員それぞれの多様な働き方を尊重し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。
- ・ 私たちは、社員の能力開発に取り組むとともに、心とからだの健康づくりに努めます。

6. 地域社会への参画・貢献

- ・ 私たちは、企業活動を行うあらゆる地域において、さまざまなパートナーと協力し合い、事業活動や教育・文化事業等の社会貢献活動を通じて、地域社会の活性化や豊かな生活環境づくりを目指します。

編集方針

CSR(企業の社会的責任)レポート編集方針

本CSRレポートは、ハーバード大学のマイケル・E・ポーター教授が唱えた「共通価値の創造」(CSV: Creating Shared Value)のコンセプトを参考にし、CSR活動を3種類のマテリアリティ(企業の財務に影響を与える重要な要因)の視点に立って分類し、編集しています。

今回はまず最初に、資本市場への信頼や、お客さまからの信頼を損なう事態を招いたインサイダー取引規制違反に関し、事態の概要、対応、原因分析、再発防止策、社員による徹底的な議論などを掲載しました。

また、マテリアリティ2「当グループが企業体質を強化するために日常業務において向上を図らなければならない社会適合性」、マテリアリティ3「当グループの信頼を高め事業基盤を堅固にするために取り組む社会的テーマ」は、社会的責任に関する国際規格ISO26000の中核主題に沿って記載しています。

※ 本レポートおよび当グループのCSR活動に関する皆さまからの率直なご意見をいただくため、巻末にアンケート用紙をご用意致しました。皆さまの忌憚のないご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。なお、アンケートは下記ウェブサイトからもご回答いただけます。
<http://smth.jp/csr/report/index.html>

報告対象範囲:

三井住友トラスト・グループ(三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友信託銀行(旧中央三井信託銀行、旧中央三井アセット信託銀行、旧住友信託銀行)、その他のグループ会社)

対象読者:

お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等のすべてのステークホルダー(利害関係者)

報告対象期間:

2011年10月1日～2012年9月30日
※ ただし、一部には2011年度以前の活動や2012年10月以降の最新情報を含んでいます。

参照ガイドライン:

GRI(Global Reporting Initiative)
「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン2006」
※ 本ガイドラインとの対照表は当社ウェブサイト上で公開しています。
<http://smth.jp/csr/report/index.html>

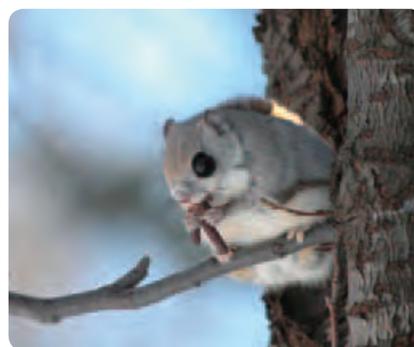
ウェブサイトの「CSRの取り組み」において、当レポートへの掲載情報以外にも当グループが取り組んでいる幅広いCSR活動の内容を掲載しています。

社会貢献活動(With You活動)についての定期報告書を発行しています。

三井住友トラスト・グループは希少種の保護など、生物多様性保全のための取り組みを推進していきます。

ウェブサイトでは特に環境不動産や生物多様性問題、社会的責任投資などへの取り組みについて、より詳細な情報を掲載しています。

当グループは、お客さまや地域社会の皆さまにとって良き企業市民であり続けたいという思いを「With You」という言葉に込め、さまざまな地域貢献活動を行っています。季刊誌『With You』は、三井住友信託銀行の全国の支店で取り組むWith You活動についての定期報告書です(年4回発行)。



表紙写真: モモンガ
[Pteromys momonga]

モモンガは絶滅危惧種に指定されている生物です。当グループは、社会貢献寄付信託などの寄付先として、絶滅危惧種の生息地を購入するナショナル・トラスト活動を推進する公益団体を指定しています(23頁参照)。

写真提供: 公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会



「CSRの取り組み」
<http://smth.jp/csr/index.html>



CONTENTS

トップコミットメント	4
インサイダー取引規制違反について	6
インサイダー取引規制違反で失った信頼を回復するために	9
原点に立ち返った意識・行動の変革に向けて	13
共通価値を創造するCSR活動	14
ISO26000、国連GC、サステナビリティ方針 関連内容掲載ページ	15

Materiality1

新しい金融事業を創造するCSR活動 16

気候変動問題への対応	18
環境配慮度の評価を反映させた金融商品・サービス	21
生物多様性問題への対応 自然資本の保全と有効活用	22
環境不動産市場の拡大に向けた貢献	24
RI(責任投資)への取り組み	26
社会的問題の解決に向けた金融商品・サービス	28

Materiality1

新しい金融事業を創造するCSR活動



Materiality2

社会適合性を向上させるCSR活動 32

コーポレートガバナンス・内部統制	34
コンプライアンス(法令等遵守)体制	38
リスク管理	40
人権と三井住友トラスト・グループ	42
社員と三井住友トラスト・グループ	46
環境負荷低減に向けた取り組み	48
公正な事業遂行の取り組み	52
お客さまから信頼をいただくための取り組み	53

Materiality2

社会適合性を向上させるCSR活動



Materiality3

信頼を高め事業基盤を堅固にするCSR活動 56

全国での活動	58
震災復興における日興アセットマネジメントの取り組み	61
教育支援	62
ソーシャルメディアを通じたCSR活動のご紹介	63

Materiality3

信頼を高め事業基盤を堅固にするCSR活動



三井住友トラスト・グループのCSR

さまざまな企業行動指針などへの参加と活動	64
2012 CSRレポートへのコメント	65
三井住友トラスト・グループの基本情報	66

トップコミットメント

持続可能な
社会の構築に貢献し、
No.1サステナビリティ
バンクを目指します。



取締役社長
きたむら くにたろう
北村 邦太郎

取締役会長
つねかげ ひとし
常陰 均

近年、国際社会では、気候変動や生物多様性の喪失、貧困や健康被害などの問題の深刻化により、社会の持続可能性(サステナビリティ)の低下が懸念されています。私たち三井住友トラスト・グループでは、積極的なCSR活動を通じ、社会との共生を図りながら、持続可能な社会の構築に向けた貢献に取り組んでいます。

「自然資本」の持続可能な利用への貢献

本年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」において、当グループは「自然資本宣言」に署名致しました。これは地球の生態系保全のために必要な土壌、空気、水、動植物等を「自然資本」と位置付け、その持続可能な利用を目指し、積極的な役割を果たしていくことを宣言するものです。

当グループでは、生態系サービスに対する適切な経済的、社会的評価を通じた生物資源の持続可能な利用の促進が重要な課題であると認識し、生物多様性の保全に積極的に取り組む日本企業に投資する投資信託

「生物多様性企業応援ファンド」や、環境配慮型開発・建築コンサルティングなど、さまざまな金融商品・サービスの開発に取り組んでおります。

今後、「自然資本宣言」への署名を通じ、グローバルで大局的な視点から、これまでの取り組みをさらに積極的に推進し、自然資本の持続可能な利用に貢献してまいります。

社会適合性の向上に向けて

また、企業が社会との共生を図り、適合性を向上するためには、日常業務において、法令遵守のみならず、リスク管理や情報開示、消費者保護、環境負荷軽減等、多岐にわたる取り組みが求められています。

当グループでは人権問題への対応もその一つと考え、社員に対する人権問題に関する各種研修や啓発活動に加え、新たに「人権デューデリジェンス・プロジェクトチーム」を組成し、私どもの日々の事業活動が社内外のステークホルダーの皆さまの人権にどのような影響を及ぼすかについて検証を開始しました。

こうした取り組みは、さまざまな業務リスクへの対応力を引き上げ、当グループの企業体質の強化につながるものであり、今後とも積極的に推進していく方針です。

信頼回復に向けて

一般のインサイダー取引規制違反事案に関しましては、お客さまをはじめとする関係者の皆さまに、多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

本件に対し、社外有識者を含む特別調査委員会を設立し、広範な調査・分析と再発防止策の検討を行い、その結果を第三者委員会によって評価・検証していただきました。今後は、特別調査委員会の調査結果・意見や第三者委員会の評価を踏まえ、再発防止に努めるとともに、信頼回復に向け、法令遵守態勢の継続的な高度化に取り組んでまいります。

私たち三井住友トラスト・グループは、今年4月の「三井住友信託銀行」の誕生を機に、当グループが担う社会的な責任はこれまで以上に大きくなったと考えております。

これからも「信託銀行グループらしい」「三井住友トラスト」ならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルの確立や革新的な商品・サービスの開発・提供を通じて、持続可能な社会の形成に貢献する「No.1サステナビリティバンク」を目指してまいりますので、引き続き、皆さまの温かいご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2012年12月

取締役会長

常陰 均

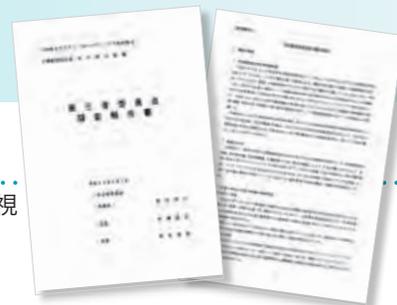
取締役社長

北村 邦太郎

インサイダー取引規制違反について

お客さまをはじめとする関係者の皆さまに、多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

三井住友信託銀行は、再発防止策の厳正な遂行による管理態勢の強化に引き続き全力で取り組み、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。



第三者委員会調査報告書・特別調査委員会報告書

インサイダー取引規制違反についての詳細は、2012年6月8日付リリース「証券取引等監視委員会による勧告事案に関する第三者委員会の報告等について」にて公表しています。

1 事態の概要

2012年6月28日、三井住友信託銀行(以下、SMTB)は、証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告の対象となった旧中央三井アセット信託銀行(以下、CMAB)の運用業務における取引(右記第1事実および第2事実)について、金融庁より、課徴金納付命令を受けました。

【第1事実】 2010年7月、投資一任契約に基づきファンドの資産の運用を行っていた社員Aが、証券会社の社員から、国際石油開発帝石株式会社の公募増資に関するインサイダー情報の伝達を受け、この事実が公表される前に、上記ファンドの計算において、同社の株式を売り付けたもの。

【第2事実】 2010年6月、三つの投資一任契約に基づき顧客財産の運用を行っていた社員Bが、証券会社の社員から、株式会社みずほフィナンシャルグループの公募増資に関するインサイダー情報の伝達を受け、この事実が公表される前に、上記投資一任契約の相手方である各顧客の計算において、同社の株式を売り付けたもの。

2 重層的な調査・検証態勢の構築

2012年3月14日、三井住友トラスト・ホールディングス(以下、SMTH)は、第1事実に関する事実関係の把握・確認、原因分析、再発防止策の検討・検証を目的として、特別調査委員会を設置しました。特別調査委員会は、SMTH取締役会長 常陰均を委員長、SMTH取締役常務執行役員 大久保哲夫を事務局長として、SMTH社外監査役、社外有識者(弁護士)、SMTHおよびSMTBの関係役員・部長から構成され、5名の専任職員からなる事務局を持ち、加えて、外部弁護士13名によるサポートを受ける態勢としました。

その後、同月21日、証券取引等監視委員会による第1事実への課徴金納付命令の勧告を受け、4月9日、特別調査委員会の調査の範囲、手法やプロセスなどの適切性等をさらに評価・確認するため、外部の専門家から構成される独立した第三者委員会を設置しました。

【第三者委員会の構成】

委員長 濱田邦夫(弁護士、元最高裁判所判事)
委員 伊藤鉄男(弁護士、元最高検察庁次長検事)
委員 岸田雅雄(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)

特別調査委員会は、外部の弁護士を主体として、第1事実、第2事実に関する徹底した調査を実施し、関係資料を実務上可能な限り入手した上で、精査を行いました。

また、特別調査委員会は、類似の事実の有無についても、過去5年間(2007年4月1日～2012年3月末まで)の売買データ(合計973,034件)と公募増資データ(延べ300件)とを照合の上、徹底した調査を実施し、類似の事実は見当であったという旨の認定を行いました。なお、同認定について、第三者委員会より、「特別調査委員会の認定は不合理なものとはいえない」との評価を受けています。

インサイダー取引規制とは

インサイダー取引とは、内部重要情報または取引先重要情報を知りつつ、当該情報に係る特定有価証券等の売買等を行うことをいいます。投資家の投資判断に著しい影響を及ぼす重要情報を簡単に知ることのできる特別の立場の人が、重要情報の公表前に特定有価証券等の取引を行うことを認めようと、一般の投資家との間に大きな不公平が生じ、証券市場の公正性・信頼を損なってしまうことから、インサイダー取引は金融商品取引法において禁止されています。

3 原因の分析

特別調査委員会は、本件事実の原因について、以下の分析を行っており、それぞれ、第三者委員会からその合理性について評価を受けています。

(1) 個別的要因

特別調査委員会は、社員Aおよび社員Bのいずれについても、個別的な要因(属人的要因)として、インサイダー情報の伝達元となった証券会社の営業担当者との間の度を越した親密な関係の形成が、警戒感を抱かず漫然とインサイダー情報に該当する可能性のある情報を受領した要因となっている点、および、社員Aおよび社員Bにおけるインサイダー情報管理に関する認識の甘さを挙げています。

なお、第三者委員会は、特別調査委員会が、本件事実の原因の一つとして、社員Aおよび社員Bの個別的な要因を指摘したことを、合理的であると評価しています。

(2) 組織的要因

① CMABにおける証券会社評価の仕組み

特別調査委員会は、CMABにおける証券会社評価の仕組みには、インサイダー情報に該当する可能性のある情報を伝達するなど証券会社の過度な営業活動を誘引するものがあつたとしています。

具体的には、CMABでは、当時、ファンド・マネージャー(FM)が、証券会社に所属するアナリスト、エコノミスト、ストラテジスト、営業担当者個人に対して、自身の業務への貢献度に応じて、その持ち点を割り振る仕組みをとっていました。特定のFMの評価が発注シェアに強く反映される仕組みにはなっていなかったものの、このような運営は、証券会社側がFMとの関係を必要以上に深める動機につ

ながつたのではないかと指摘しています。

第三者委員会は、特別調査委員会が、本件事実の原因の一つとして、CMABにおける証券会社評価の仕組みを指摘したことを、合理的であると評価しています。

② フラットすぎる組織と不十分な行動管理

特別調査委員会は、社員Aおよび社員Bの所属していたCMAB株式運用部が、組織がフラット化され多人数の担当者へ上席からの目が届きにくい組織体制になっていたこと、FM業務という専門性の高さ、自己完結性による同僚への関心の減退と長期在籍によるその固定化等とがあいまって、相互牽制が働きにくい風土が形成されていたと指摘しています。

第三者委員会は、特別調査委員会が、本件事実の原因の一つとして、フラットすぎる組織と不十分な行動管理態勢を指摘したことを、合理的であると評価しています。

③ 内部通報制度の不活用

2004年4月の制度創設以来、CMABでは内部通報制度が活用されたことは一度もありませんでした。

特別調査委員会は、内部通報制度が十分機能していれば何らかの不審な兆し等が把握でき、未然防止につながった可能性があるところ、同制度が必ずしも機能していなかった、と指摘しています。

この点について、第三者委員会では、他の再発防止策と併せ内部通報制度の活性化の施策に取り組むことは、今回のような不祥事の再発防止のため、個々の役員・社員のコンプライアンス意識の醸成・徹底を図るのに有効な方法であると評価しています。

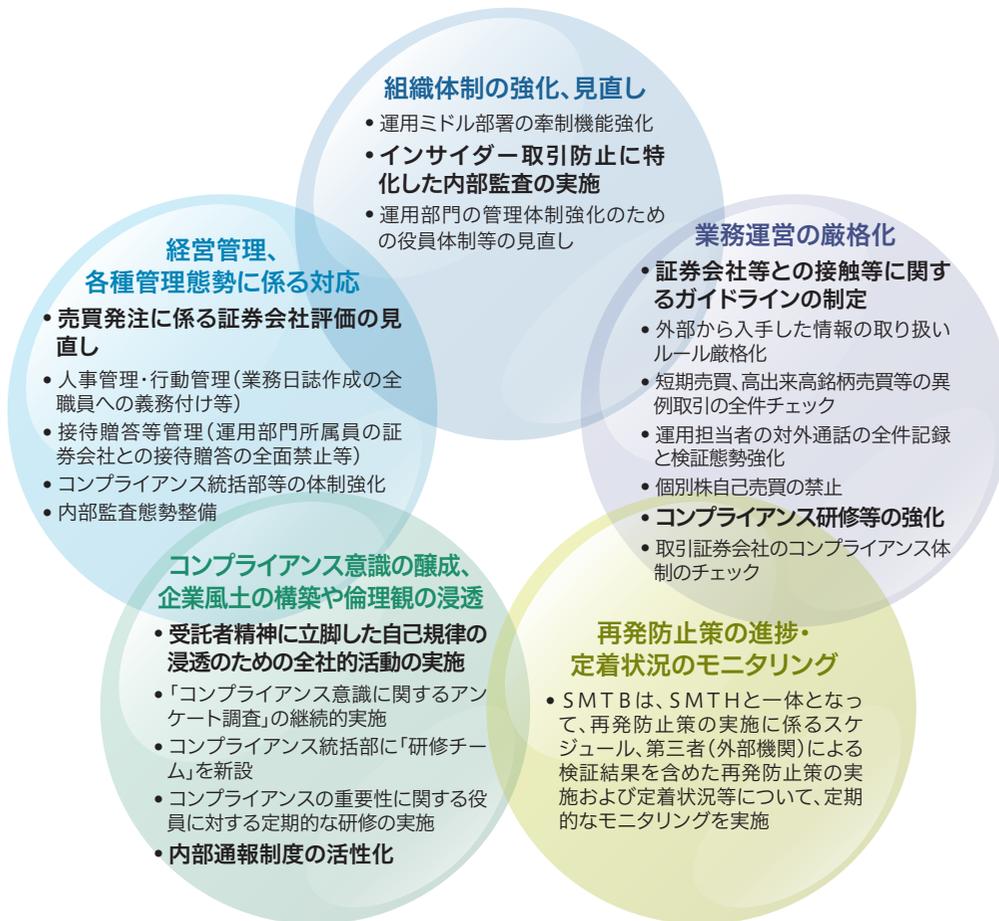
• 第三者委員会調査報告書(ニュースリリース)
<http://smth.jp/news/2012/120608-2.pdf>

• 証券取引等監視委員会による勧告事案に関する第三者委員会の報告等について(ニュースリリース)
<http://smth.jp/news/2012/120608-1.pdf>

4 再発防止策の策定・実施

SMTBでは、特別調査委員会および第三者委員会の提言を踏まえ、以下の再発防止策を策定・順次実施し、皆さまからの信頼の回復に取り組んでいます*。

※ 内部通報制度の活性化、内部監査態勢の整備等の一部施策については、SMTHと一体となって推進しています。



主な再発防止策の概要(詳細は第三者委員会調査報告書・特別調査委員会報告書をご覧ください)

インサイダー取引防止に特化した内部監査の実施	具体的な監査手順を定め、社長直轄の内部監査部による、運用部門(市場フロント部署だけではなく、受託監理部やコンプライアンス統括部も含む)に対するインサイダー取引防止に特化した監査を継続的に実施。
証券会社等との接触等に関するガイドラインの制定	運用担当者の証券会社営業担当者との接触を原則全面禁止。部長が業務上やむを得ないと判断した場合に限り、社内限定、かつ複数者での接触を可とするが、接触記録を受託監理部にも回付し、チェック。
コンプライアンス研修等の強化	全社ベースでの研修態勢の整備に加え、受託事業ではインサイダー取引防止等に関する独自のコンプライアンス研修を四半期毎に実施し、証券会社との接触に関するルール等を徹底のうえ、社員からルール遵守の誓約書を徴求。
売買発注に係る証券会社評価の見直し	旧CMABでの運用担当者が営業担当者個人を評価する運営は廃止。証券会社側がファンド・マネージャーとの関係を必要以上に深めるインセンティブを排除。
受託者精神に立脚した自己規律の浸透のための全社的活動の実施	全店舗において、「信託の受託者精神とはなにか」をテーマとした「ディスカッション The Trust Bank」を実施(詳細は13頁参照)。株式運用部では、部内横断の「コンプライアンス合同改革プロジェクト」を立ち上げ、部員全員で徹底した議論を実施(詳細は10頁参照)。
内部通報制度の活性化	通報者に不利益がないことや、匿名でも、かつ弁護士にも通報が可能であること等を再度周知教育し、SMTBの社員がSMTHにも通報可能とする等、心理的障壁を低め、活用されやすい内部通報制度を構築。

インサイダー取引規制違反で失った信頼を回復するために



司会：経営企画部
CSR推進室 金井 主管



コンプライアンス統括部
統括役員 北野 常務執行役員



受託監理部
石崎 部長



年金営業第二部
執行役員 上澤 部長



渋谷支店
粟野 支店長



本店営業第十三部
高野 課長



株式運用部
向畑 主任調査役



日本橋営業部
織田 主任

資本市場への信頼やお客さまからの信頼を大きく損なう事態を招いたインサイダー取引規制違反——「信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立する」ことを経営理念に掲げる当グループは、二度と同じ過ちを起こさないことを決意し、信頼回復に向けた取り組みを実施しています。2012年9月、社内のさまざまな階層・部署の人間が集まり、信頼回復のために必要なことは何か？といったことについて、意見交換会を開催しました。

お客さま、世間からのお声

司会： 今回のインサイダー取引規制違反は、資本市場そのものへの信用を失墜させた事件でした。大変ご迷惑をお掛けした年金投資家のお客さまからはどういったお声を頂戴したのでしょうか？

上澤： インサイダーのような行為は、「許す」「許さない」というものではなく、「市場のルールを守ってしっかりやってくれ」という性質のものであると思います。6月8日の第三者委員会の報告書が出る前は不安定な時期で、「この2件は氷山の一角にすぎないのではないか？」と思われるお客さまもおられました。報告書が非常に広範囲かつ緻密な調査に基づくものであったことから、6月8日以降はそれを丁寧にお客さまにご説明させていただくことで、幸いにご理解いただけるケースが増えました。

再発防止策については、企業の文化・風土に関するものも多く含まれており、その点に不安を抱いておられたお客さまにある程度ご納得いただけたように感じました。特別調査委員会だけではなく、第三者委員会でチェックしたこともよかったと思います。

しかしながら、信託の本旨からは、私たちが信用してご委託して下さったお客さまに対する「受託者としての信用」

を裏切ったことを重く受け止めなければなりません。イエローカードの次はもうレッドカードしかありません。引き続きご愛顧していただいているお客さまには感謝しつつ、傷ついた信用を少しでも回復すべく今回の事態を決して忘れないようにしていきたいと思えます。

司会： 経営として本件にどのように臨んでいるのか考え方を聞かせてください。

北野： 今回の事態については、これまで経験したことのない「評判危機」に直面したと思っています。3月に最初の課徴金納付命令の勧告が出た際は、証券取引等監視委員会の、「高い倫理性と自己規律が要求される信託銀行が行った行為という意味で前代未聞だ」といった発言が報道されました。テレビで三井住友信託銀行という名前が何度も連呼され、社員はもちろん、社員のご家族にも不安が広がるつらい時期でもありました。

当社は、「目指す姿(ビジョン)」を公表していますが、その冒頭に「信託の受託者精神に立脚した高い自己規律」という言葉があり、同じ文脈の中で「独自の価値の創出」を誓っています。それが「The Trust Bank」なのですが、新会社はそのビジョンがいきなり遠くなってしまうような嵐の船出となりました。

6月8日の第三者委員会報告では、「社名でトラストを名乗る金融機関として、顧客の利益のために最善を尽くすことこそが企業理念であることを再確認せよ」と言われました。まさにその通りで、報告のあった6月8日という日は私個人としても忘れない日にしようと思っています。

信頼回復への一歩は、個人個人が「信頼残高」を積み上げていくことであると思っています。今回は、銀行口座に例えれば大きなお金を引き出したようなものです。それをもう一度コツコツと積み立て直さなければなりません。貯蓄は私たち銀行の本分でもあり、しっかり頼りにされる銀行を目指していきたいと思います。

現場での再発防止策

司会: 今回の事態を起こした受託事業では、再発防止に向けて、どのような対策を行っているのでしょうか。

石崎: 最初の勧告が出された3月は銀行統合前でしたが、グループ全体の問題としてのアクションがとられました。持株会社に特別調査委員会を設置して、再発防止策の骨子となる部分については直ちに発動しました。なお、再発防止策については、第三者委員会に特別調査委員会の検証結果が適切かどうかご評価いただいた上で完成させており、内容は多岐にわたるのですが、大きく分けると、組織態勢の強化、業務の厳格化とコンプライアンス意識や企業風土の構築で構成されています。このうち、業務の厳格化については、グローバル・スタンダードという観点からも運用業務の現実に即したルールを再構築しており、第三者委員会から、十分かつ実務に支障なく実効性がある対策であるというご評価をいただきました。

再発防止策は、つくっておしまいではなく、業務に定着させていくことが大切ですので、定着状況のモニタリングの仕組みを構築しています。四半期ごとに社外の法律事務所なども活用した検証を行い適切性を判断しており、改善提言・助言を取り入れたブラッシュアップの作業を続けています。当社はまだ世間から見たら「要観察」の状況だと考えていますので、ここからしっかりとしたコンプライアンスを示していくことが課題だと考えています。

司会: 運用の現場は、どのように変わったのでしょうか。

向畑: 株式運用部では、インサイダー取引規制違反のまさに当事者として、お客さまをはじめ多くの方に多大なご迷惑をお掛けしたことを真摯に反省しており、チームごとに綿密に読み合わせて、ルールの確認・実践を徹底しています。

具体的には、証券会社の営業担当者との接触について、新体制では、フェース・トゥー・フェースでの接触を原則禁止しています。また、証券会社の営業担当者との通話やメールはきちんと記録を残すよう徹底しており、証券会社を評価する際にも、これまであった営業担当者個人を評価するスタイルを改めてインサイダー情報に関するインセンティブを排除しました。接待と贈答もあらためて禁止すると確認しています。

さらに、株式運用部は自己完結的な業務が多く第三者委員会からも相互牽制が効いていないといった指摘を受けていますので、業務日誌によるチェックを励行しているほか、信託の受託者精神に立ち返るための部内横断的な「コンプライアンス合同改革プロジェクト」を推進しました。プロジェクトでは、計5回にわたって議論を行い、①お客さまに説明責任を果たすこと、②プロとしてスキルや知識を高めるといこと、③コンプライアンスを遵守すること、につい



て、部員全員で確認しました。このような徹底した議論が新しい体制をしっかり機能させることにつながると考えており、今後二度と不祥事を起こさないよう、継続的に再発防止策の実効性を高めていく必要があると思っています。

北野: 5回にわたって議論を行ったことは非常に有意義であったと思います。会社が大きくなるとメールの利用が増えがちですが、同僚の表情とか雰囲気チェックも含めて、お互い声を掛け合ってもらいたいです。

各部署における取り組み

司会: 営業店では、コンプライアンス意識を高めるために、どのようなマネジメントに取り組んだのでしょうか。

栗野: リテールの営業店のお客さまのなかには、「信頼はしているけれど本当に大丈夫なの」と、不安を持たれる方もおられ、私たちのなすべき責任の大きさを強く感じました。支店では、各課長に個別に本件について細かく説明するとともに、パートタイムの方も含めた全社員を対象に研修・勉強会を複数回開催し、さらに、受託者精神とはなにかをテーマとしたディスカッションを実施しました。今回のことは営業現場で起こったことではないので、社員が「特定の人がやった特定の部署の話」と思ってしまうことを懸念していましたが、議論を通じインサイダー情報に私たちの誰もが触れてしまう可能性があるということを、皆が理解しました。また、各担当が当社を代表するフロントとしての意識を持ち、お客さま目線の営業、そして誠実で正確な事務をやるよう目指すべき方向を確認し合えました。この意識を持ち続けられるように、日常業務の中で感じたことを声に出して伝えていくことに努めています。

司会: ホールセール事業にはどういった影響があったのでしょうか。

高野: 幸いにして多数のお客さまから、「取引については変わらず続けます」と大変温かい言葉をいただきましたが、「今回の新規取引は見送ります」というお客さまもいらっしゃいました。ホールセール事業の全ての営業担当者は、信用、信頼を一瞬で失う恐ろしさを感じ取ったと思います。



今回、これまで積み重ねてきた信用があったからこそ、多数のお客さまとの取引を維持できましたが、半面、その信用を我々が食いつぶしてしまったと思っています。

我々営業担当者は、お客さまのさまざまな情報を伺ってするのが仕事ですので、気が付かないうちにインサイダー情報に触れ、本件のような事態に陥る可能性がゼロではありません。したがって、皆がそういう意識を持って、リスクとして感じなければならないと認識を新たにしているところです。部下や同僚の行動を互いに注意し、声を掛け合い、こうしたことが二度と発生しないように注意していきたいと思っています。

また、部内ディスカッションの中で出てきた意見でもありますが、「お客さま本位」という言葉をはき違えないようにしなければなりません。お客さまのためを思ってやったことでも、それが法令違反であれば、それはお客さまのためにはなりません。真の「お客さま本位」かそうでないかをしっかり判別し、そうでないものに対しては毅然とした態度で業務を遂行することが大事だと思います。

司会: 営業店のリテールの最前線ではどのような影響があったのでしょうか。

織田: 報道時の3月、私は日本橋営業部の外回りを担当していました。場所柄、お客さまには現役企業の役員の方もいらっしゃって、「新聞でよく見る」「大変だね」「新銀行ということで期待している。今後は二度とこんなことがないようにしてほしい」といったお声をいただきました。日本橋営業部は、40年50年と長いお付き合いをいただいているお客さまが多く、そうした方々にご心配をお掛けしてしまい

ました。厳しいお言葉がなかったからといって甘んじてはいけないうちで、いただいているご信頼が大きな分、今度やったら終わりだという意識でいます。また、たとえ厳しいお言葉がなくても、新銀行への期待が崩れてしまったお客さまもいらっしたのではないかと感じています。

リテールの営業店では、朝礼や夕礼での注意喚起や研修、ディスカッションをしたりするなかで、一人一人が問題意識をしっかりと持っていかなければならないと考える雰囲気が出てきているように思います。

お客さまにとっては、営業店の我々一人一人が会社の代表であるので、信頼回復のために地道な努力を積み重ねていかなければならないと思っています。

信託銀行員として持つべきマインド

北野: 仕事をするとき、合理的に考えるビジネス・ジャッジメントとリーガル・マインドの二つをセットで持つ必要があります。リーガル・マインドを持ったビジネスマンになるということこそ、我々が目指すべき姿じゃないのかなと思います。

司会: 受託者精神とリーガル・マインドはどういう関係にあるのでしょうか？

北野: 先ほどお客さま本位をはき違えてはならないという話がありましたが、そういうことは受託者としてはあり得ないことです。法令遵守を大前提にして、その上でお客さまに尽くすことが受託者精神です。

栗野: 受託者精神については、社会の目線の変化によってあるべき姿も変わっていくもので、追い求め続けなければならない、ゴールがない世界だと考えています。

北野: より高いレベルを求めてゴールなく追い求め続け、社員それぞれが求めていった総和が、「ザ・トラストバンク」としての我々があるべき姿になるのかなと思います。

事件を風化させないために

司会: 事件を風化させないためには何が必要でしょうか。

石崎: 「自分たちはまだまだ足りないのだ」と思い続けて日常業務に取り組むことだと思っています。先ほどゴールが



ないという話がありましたが、その通りで、完成のレベルを上げ続けていくのだと思います。

上澤: 法令違反なんかあり得ないような企業の文化とか空気みたいなものを充満させ、その中で、各人が専門性や営業スキルを磨き、お客さまのために尽くし、お互いが気持ちよく仕事をしていけるところまで持っていければ、風化することもないし、常にコンプライアンス意識が向上していくのではないかと思います。

石崎: コンプライアンスを商品・サービスやパフォーマンスの品質に不可欠なものとして考えなくてはならないと思います。コンプライアンスというとディフェンシブな感じもしますが、コンプライアンスは品質の一つであり、磨けば営業面にも反映できると捉えていくことが必要ではないでしょうか。

高野: ハンバーガーチェーンの笑顔のように、我々の「信頼・信用」がプライスレスな価値であるということ意識していく必要があると思いますね。

北野: 本日のようにさまざまな部署の人が集まって、それぞれの思いを議論するのは一番大切なことだと思います。この輪を広げ、一人一人がそれぞれの持ち場で目指す姿を実践してもらいたいと思います。

冒頭、私は6月8日を忘れない日にしたいと言いました。我々が信託銀行として生まれ変わった日を何かのときに思い出してもらいたいと思います。

司会: それぞれが各部署に戻って、輪を広げていってもらえればと思います。どうもありがとうございました。

原点に 立ち返った 意識・行動の変革 に向けて



ディスカッション The Trust Bankの全店部での実施

三井住友信託銀行(以下、SMTB)では、全店部を開催対象として、店部内の社員同士が役職に関係なく日頃の問題点などを議論し、企業風土の醸成や店部の運営の改善、見識拡大などを図る「ディスカッション The Trust Bank」を開催しています。



この枠組みにおいて、SMTBでは、インサイダー取引規制違反に関する第三者委員会および特別調査委員会の提言を受け、再発防止策の一環として、「信託の受託者精神とはなにか」をテーマとした「ディスカッション The Trust Bank」を開催しました。

各店部では、①「インサイダー取引規制違反を受けて感じたこと」、②「各店部・業務に求められる受託者精神」、③「信頼回復に向けて日常業務において取り組むべきこと」を具体的な議題とした議論を実施し、この議論を踏まえ、社員一人一人が、受託者精神の原点に立ち返った意識・行動の変革に取り組んでいます。

ディスカッション The Trust Bank開催店部

カテゴリー	店部数
経営管理分野	16
リテール事業	11
ホールセール事業	8
証券代行業	6
不動産事業	11
受託事業	26
マーケット事業	9
投融資管理分野	3
ホールセール営業各部	24
リテール営業各部・国内支店	128
海外支店	4
合計	246



三井住友信託銀行
取締役常務執行役員
高倉 透

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律や独自の価値の創出を「経営理念(ミッション)」や「目指す姿(ビジョン)」に掲げています。

今般、SMTBの全店部で「受託者精神とは何か」を議論したことは、インサイダー取引の再発防止に向けた意識の醸成だけでなく、「The Trust Bank」を標榜する私たちの存在意義を見つめなおす機会になりました。

ディスカッションでは、「信託」とはお客さまからの信頼に依って立つ事

業であり、その信頼に日常業務を通じ高いレベルで応えていくことが受託者精神の基本であるという声が多く聞かれました。また、今回の事件は当社の基盤である信頼を揺るがすものであり、再発防止はもちろんのこと、信頼回復に全力を尽くし、社員一人ひとりがお客さまのご付託に応えることが何より重要だということが確認できました。

当社は、これからもこのような議論を重ね、真の受託者精神を全役員・社員に浸透させてまいります。

共通価値を創造するCSR活動

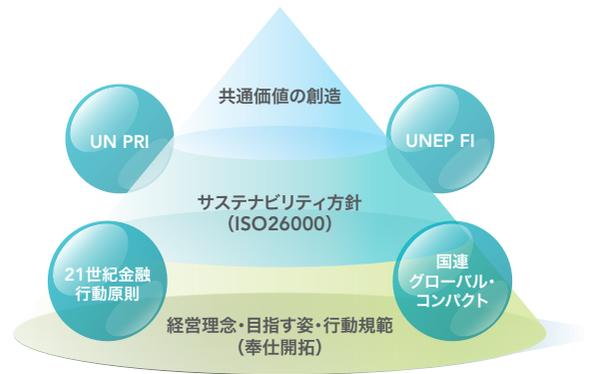
「共通価値の創造」の基盤

「共通価値の創造(CSV: Creating Shared Value)」とは、企業が社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に自らの経済的価値を創造していくという考え方です。

当グループが目指す「共通価値の創造」は、「経営理念(ミッション)」、「目指す姿(ビジョン)」、「行動規範(バリュー)」、および当グループの社会的責任に関する基本方針である「サステナビリティ方針」に基づいたものです。これらのポリシーには、経済的価値や社会的価値の創造に取り組む姿勢が明示されています。

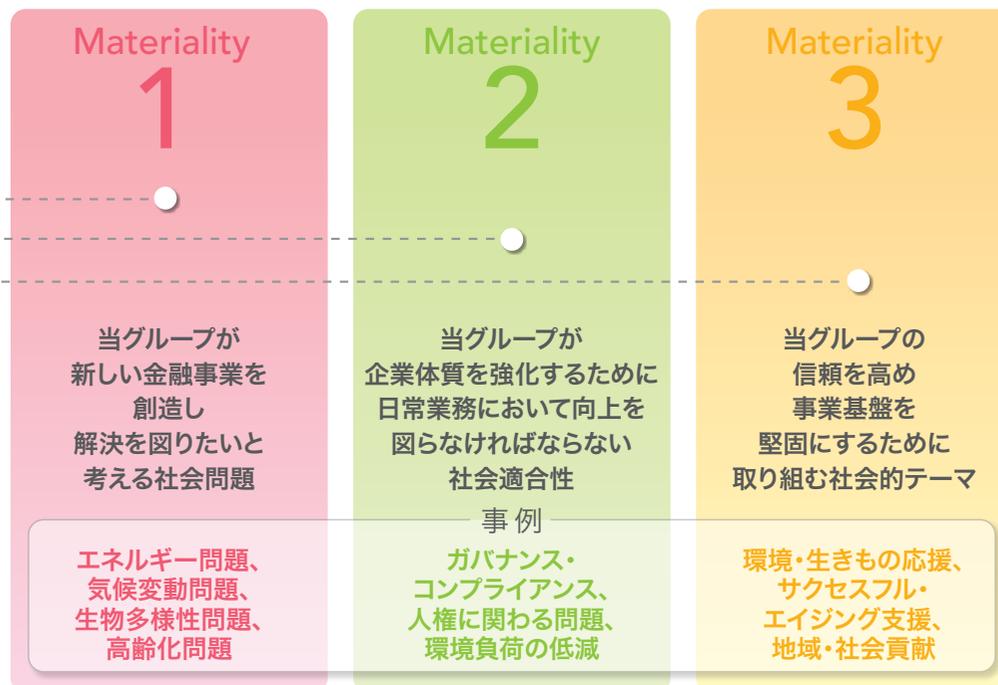
また、当グループは、国際的な企業行動原則である「国連グローバル・コンパクト」や、国内金融機関の自主原則「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」等に署名しており、これらの原則・行動指針を尊重しながら、共通価値の創造を目指しています。

共通価値の創造プロセス



「共通価値の創造」を実現するための三つのマテリアリティ

当グループは、「共通価値の創造」を実現するために、マテリアリティとの関連性が高い社会的な問題・テーマを三つのカテゴリー、すなわち①当グループが新しい金融事業を創造し解決を図りたいと考える社会問題、②当グループが企業体質を強化するために日常業務において向上を図らなければならない社会適合性、③当グループの信頼を高め事業基盤を堅固にするために取り組む社会的テーマ、に整理し、戦略的な取り組みを推進しています。



※ マテリアリティ(Materiality): 企業の財務に影響を与える重要な要因

Materiality1

Materiality2

Materiality3

ISO26000、国連GC、サステナビリティ方針 関連内容掲載ページ

ISO26000 7つの中核主題

中核主題	課題	掲載ページ
 組織統治	組織統治	34～41
 人権	デューディリジェンス／人権に関する危機的状況／加担の回避／苦情解決／差別及び社会的弱者／市民的及び政治的権利／経済的、社会的及び文化的権利／労働における基本的原則及び権利	42～45
 労働慣行	雇用及び雇用関係／労働条件及び社会的保護／社会対話／労働における安全衛生／職場における人材育成及び訓練	46、47
 環境	汚染の予防／持続可能な資源の利用／気候変動の緩和及び気候変動への適応／環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	18～27、48～51
 公正な事業慣行	汚職防止／責任ある政治的関与／公正な競争／バリューチェーンにおける社会的責任の推進／財産権の尊重	52
 消費者課題	公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行／消費者の安全衛生の保護／持続可能な消費／消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決／消費者データ保護及びプライバシー／必要不可欠なサービスへのアクセス／教育及び意識向上	53～55
 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	コミュニティへの参画／教育及び文化／雇用創出及び技能開発／技術の開発及び技術へのアクセス／富及び所得の創出／健康／社会的投資	56～63

国連GC(グローバル・コンパクト)の10原則

	原則	掲載ページ
 人権	原則1 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。	42～45
	原則2 人権侵害に加担しない。	
 労働	原則3 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。	46、47
	原則4 あらゆる形態の強制労働を排除する。	
	原則5 児童労働を実効的に廃止する。	
	原則6 雇用と職業に関する差別を撤廃する。	
 環境	原則7 環境問題の予防的なアプローチを支持する。	18～27、48～51
	原則8 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアティブをとる。	
	原則9 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。	
 腐敗防止	原則10 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。	52

三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)

方針	掲載ページ
1 事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献	16～31
2 お客さまへの誠実な対応	53～55
3 社会からの信頼の確立	34～39、52
4 環境問題への取り組み	18～27、48～51
5 個人の尊重	46、47
6 地域社会への参画・貢献	56～63

Materiality 1

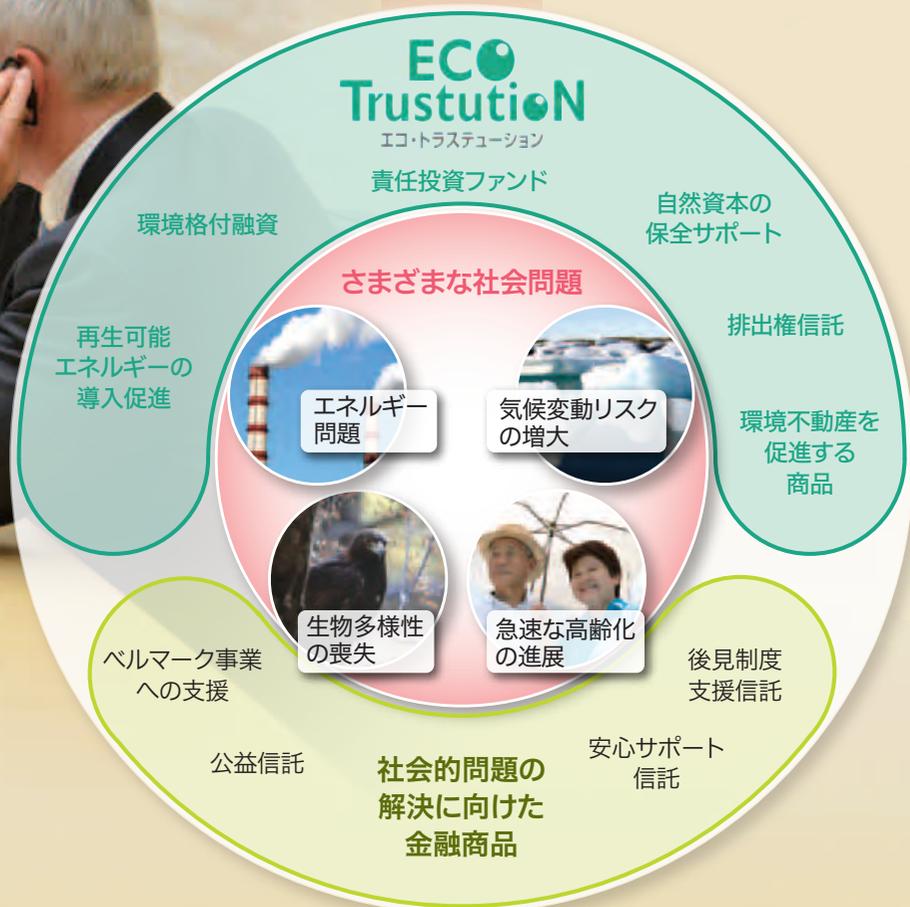
新しい 金融事業を 創造する CSR活動



2012年10月15日、元米国副大統領で気候変動問題に早くから警鐘を鳴らし、ノーベル平和賞も受賞されたアル・ゴア氏が来社し、三井住友トラスト・ホールディングス会長の常陰と持続可能な未来に投資する運用手法である責任投資(Responsible Investment)について、さまざまな角度から議論しました。

共通価値の創造

企業が「顧客ニーズ」に応えるのは当然のことです。しかし、顕在化した「顧客ニーズ」に応えているだけでは、事業革新(イノベーション)を実現することはできません。さまざまな社会問題の解決が「社会ニーズ」であると捉え、その解決に貢献することは、潜在的な「顧客ニーズ」を先取りしたイノベーションを生み出すことにつながります。当グループは、自社の強みを生かした社会問題の解決を新たな事業創出の機会と捉え、積極的に取り組むことで、経済的価値の獲得を目指します。



“ECO TrustutioN”とは

当グループは、「環境(エコ)の問題に対し、信託(トラスト)の機能を活用して解決(ソリューション)に貢献していく」業務を「エコ・トラステーション」と名付けて、問題解決型の商品・サービスを開発・提供しています。

気候変動 問題への対応



三井住友トラスト・グループの基本姿勢

アル・ゴア元米国副大統領は、映画『不都合な真実』の中で、気温の推移、氷河の溶解や海面上昇、急増するハリケーンや台風災害、アマゾンの森林破壊の実態などを例に挙げ、温暖化がもたらす地球の危機的状況について訴えています。

当グループは、係る問題に対し可及的速やかに断固たる対応を取るべきと考えており、「気候変動対応行動方針」を定め、気候変動問題に対する取り組みスタンスを明確にしました。

一方で、日本が気候変動問題を考える場合、

原発事故でエネルギー計画の根本的な見直しを迫られていることもあり、新しいエネルギー計画がスムーズに実現するよう金融面からサポートする必要があります。

当グループは、気候変動対応行動指針に基づき、震災以降さらに大きくクローズアップされてきた環境・エネルギー問題に対して、信託銀行グループの特徴を生かした付加価値の高い金融ソリューションを提供していきます。

■ 気候変動対応行動指針

1. 気候変動の緩和等に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、気候変動の緩和やその適応に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、気候変動への対応に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と気候変動への対応に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、気候変動への対応状況を積極的に開示します。

1 再生可能エネルギー拡大への取り組み

プロジェクトファイナンスを通じた導入促進

太陽光、風力などの再生可能エネルギーの普及拡大への貢献が金融機関の急務とされるなか、三井住友信託銀行は再生可能エネルギー発電事業に対するプロジェクトファイナンスに早くから取り組んできており、2012年6月末の国内における取り組み件数は16件、残高は203億円となっています。2012年7月には、再生可能エネルギー電気の全量買取制度が施行され、当グループではプロジェクトファイナンスのみならず、グループ各事業、各社の総力を結集し、再生可能エネルギーの導入をファイナンス面から支援しています。

リースを活用した太陽光導入促進

当グループはリースを活用して企業による再生可能エネルギーの導入を促進しています。三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(スミトラパナ)は2012年度に青森県で設備容量1.5MW、総事業費約5億円のメガソーラー事業に対してリースファイナンスを提供しました。

スミトラパナでは企業の遊休地や工場・倉庫などの屋根上の有効活用を目的とした、企画、設計、建設、運用、資金調達まで一貫したコンサルティングとサービスを提供する「太陽光発電事業ワンストップサービス」の提供を開始し

ました。同社がエンジニアリング会社と協働して、パネルの選定や設計、工事、施設の運営・管理、資金調達までをリースの形態でサポートするサービスです。

太陽光発電事業ワンストップサービスの流れ



一般家庭への太陽光発電システムの導入支援促進

一般家庭への太陽光発電システムの導入も太陽光発電普及に欠かせない要素です。三井住友信託銀行はハウスメーカーと提携して、新築住宅への太陽光発電の設置などの環境配慮度に応じて金利を優遇する住宅ローンを開発しています。

スミトラパナでは太陽光発電システムの販売、設置を請け負う販売店や工務店と提携し既存住宅に対する太陽光パネルの設置のための「太陽光パネル専用ローン」を提供しています。2009年の販売開始以降、専用ローンの利用が伸び続けています。2011年度のローン実行額は2010年度(43億円)から倍増し、年間109億円に達しました。

太陽光パネル専用ローンの実行額推移



ソーラーファーム建築中の様子(青森県)

2 省エネ促進のための取り組み

省エネコンサルティング型 エネルギーマネジメントサービスの提供

省エネ対策は、運用改善などのソフトでの対応と設備更新などによるハードでの対応とを総合的に実施することで効果を発揮します。スミトラパナはそのような要請に応えるために「省エネコンサルティング型エネルギーマネジメントサービス」の提供を開始しました。

このサービスでは、サービス開始前の簡易省エネ診断の実施、遠隔監視・遠隔操作を活用した高度な自動制御による省エネを提供します。また、そのサービスの過程で収集したデータ分析に基づく最適な設備更新を提案し、機器設置や設備投資の際のリースによる資金調達まで、これら一連のサービスを一貫して提供致します。なお、スミトラパナは一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するBEMSアグリゲータ事業においてコンソーシアム事業者に認定されています。

省エネコンサルティング型エネルギーマネジメントサービス

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス
(資金調達支援を含むトータルマネジメント)



省エネ事業者との連携

事業者は、省エネ以外にも、ピークカット対策、非常時におけるBCP対策、温暖化対策など多様な経営上の課題を抱えています。スミトラパナでは省エネ事業者などと連携して省エネ設備の導入から保守・管理までを包括的に受託するエネルギーマネジメントサービスを提供します。また、三井住友信託銀行の環境不動産専任部署とも連携して建物の新築、改修における企画設計の段階からエネルギーマネジメントのサービスを提供する態勢を整えています。

3 排出権に関する取り組み

信託を活用した排出権小口化商品

当グループは、排出権を気候変動問題に対する補完的な対応手段として位置付け、さまざまな金融商品の開発を進めています。その一つに信託を活用して海外排出権を小口化した排出権信託受益権があります。この商品は京都議定書に基づく海外の排出権(京都クレジット)を信託受益権に転換することによって小口化(取引単位1,000トン)したものです。2007年11月の取り扱い開始以降、信託契約代理店である地方銀行を通じたルートも活用して販売しています。

カーボンオフセットリース

スミトラパナでは同社で取り扱うリース物件を使用する段階でのCO₂排出量に応じた排出権信託受益権を提供して、排出量を相殺するカーボンオフセットリースを提供しています。これまでハイブリッドタイプのバスやトラックなどの輸送車両の導入に対してカーボンオフセットリースを提供したほか、パナソニック製の省エネ型電子部品実装システムの導入企業に対しても同様のサービスを提供しており、開始以来4社にこのサービスを活用していただきました。

当該サービスでは京都クレジットを使用しており、信託受益権化された排出権をお客さま名義で国へ移転することにより、日本国の京都議定書の削減義務達成に充当することができます。

排出権決済資金保管信託

排出権取引では、売主から買主への排出権の移転と、対価となる金銭の支払いとの時間差による決済リスクが発生する可能性があります。これに対して三井住友信託銀行では、信託の機能を活用して、事前に買主から決済資金を信託勘定に預かり、売買当事者間で排出権の移転が確認されたと同時に、買主からの指図で信託勘定内に保管した資金を移転して、取引の安全性を確保する商品を用意しています。

環境配慮度の 評価を 反映させた 金融商品・ サービス



当グループは、環境配慮度の評価を反映させた金融商品・サービスの提供により、企業等の環境配慮の取り組みをサポートする仕組みづくりを目指しています。

環境格付融資

三井住友信託銀行では2010年より、気候変動対策や廃棄物対策などの環境配慮への取り組みを推進する企業に対して貸出金利を優遇する「環境格付融資」を取り扱っています。

具体的には、顧客企業に対して製造業で約60項目、非製造業で約50項目からなるアンケートを実施し、その回答に基づき企業の環境への取り組みを「AAA」から「D」の6段階で評価します。質問項目は、環境マネジメント、省エネ/気候変動対策、廃棄物/汚染物質対策、環境配慮型製品・サービスに加えて、環境不動産、生物多様性の二つのカテゴリーを重視しています。

環境格付を活用する企業は、低利の資金調達と環境問題に対して優れた取り組みを行っているとしてレピュテーションの向上効果が期待できます。カテゴリーごとの評価や課題

をレポートすることで新たな気づきを環境経営に活用していただくこともできます。

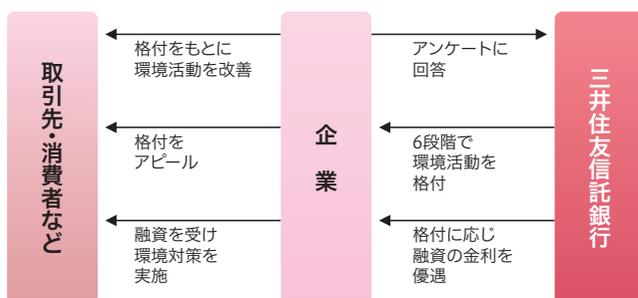
近年ではサプライチェーンでの環境問題への取り組みの推進が企業に求められていること、大気、水、土壌、動植物などの自然資本の持続可能な利用が企業のサステナビリティで重要テーマとなってきていることから、それらの観点を踏まえた格付手法の検討に着手しています。

サプライチェーン・マネジメントにおける CSR配慮の促進

近年、企業は自社の活動が直接的に環境に与える負荷を軽減するだけでなく、資材や原材料の調達を含むサプライチェーン全般での環境負荷低減を求められています。三井住友信託銀行では、温室効果ガスの削減のみならず、水や土地の利用といった自然資本に対して与えるインパクトをサプライチェーン全体にわたって測定するサービスの提供を検討しています。

CSRの取り組みを評価して調達先を選ぶ「CSR調達」の動きを拡大するため、三井住友信託銀行は2006年12月から、「CSR配慮型売掛債権一括信託」スキームをご用意しています。この商品では、CSR調達方針への遵守度の高い企業から調達している企業に対して、売掛債権（信託受益権）の買い取りに金銭的インセンティブを与えています。

三井住友信託銀行の「環境格付融資」の流れ



生物多様性問題 への対応

自然資本の保全と
有効活用



三井住友トラスト・グループの基本姿勢

私たち人間の生活は、土壌、大気、水、生物等の自然資本に起因する生態系サービスに依拠しており、そこから受ける経済的な便益は計り知れません。

しかし、私たちが自然資本を当たり前で存在する無尽蔵なものだと考え、浪費してきたことで、今、さまざまな問題が起きています。

当グループは、2008年に「生物多様性問題対応基本方針（現、生物多様性保全行動指針）」を策定し、生物多様性（豊かな生態系およびそれを育む自然環境そのもの）の保全に向けた本格的な取り組みをスタートさせました。

また同年において、ドイツ政府の「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」にも参加し、グローバルな視点に立ってリーダーシップを発揮してきました。また、業務においても多様な商品・サービスを開発してきました。

このような取り組みを踏まえ、当グループは2012年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」において、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱する自然資本宣言への署名を発表し、新たなステージに踏み出しました。

■ 生物多様性保全行動指針

1. 生物多様性の保全に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、希少種や在来種の保護などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、生物多様性の保全に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、生態系に対する適切な経済的、社会的評価を行い金融機能を通じた生物資源の持続可能な利用の促進など、生物多様性の保全に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、生物多様性の保全に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と生物多様性の保全に向けた教育・研修に努めます。

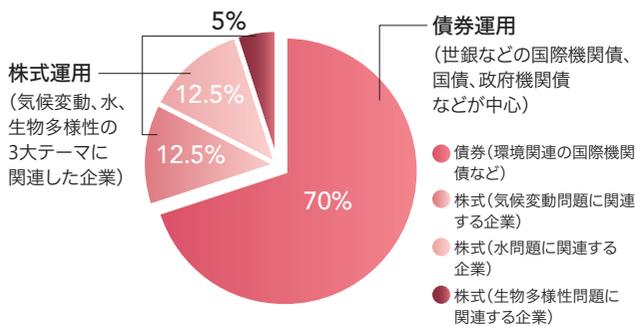
5. 情報公開

私たちは、生物多様性の保全への取り組み状況を積極的に開示します。

事業を通じた生物多様性問題への対応

投資信託

当グループは2010年に世界で初めて企業の生物多様性の取り組みのみに着目した投資信託を開発しました。また、傘下の日興アセットマネジメントと共同で、2010年に環境バランスファンドを開発しました。本ファンドは、世界銀行をはじめとした国際機関などが発行するグリーンボンドを中心に投資する債券ファンドと、大気(温室効果ガス)、水、生物多様性という代表的な自然資本の保全に関わる企業に投資をする株式ファンドで構成されています。



環境格付融資

三井住友信託銀行は、2010年から環境に配慮する企業を評価する「環境格付融資」の取り扱いを開始し、環境優良企業には金利優遇を行っています。この格付は、環境マネジメントや気候変動対策などの一般的な項目に加え、環境配慮型不動産のほか、水資源や生物多様性といった自然資本に関連する取り組みも評価項目に位置付けた独自の基準です(環境格付融資については21頁参照)。

公益信託

三井住友信託銀行は、自然保護を目的とする公益信託を積極的に受託しています。その中の一つ「日本経団連自然保護基金」は、法人・個人からの寄付を受け、アジア太平洋地域を主とする開発途上地域において、NGOなどが行う自然保護活動や、日本の自然環境保全地域などにおける保護活動を支援しています(公益信託については30頁参照)。

社会貢献寄付信託

三井住友信託銀行は社会貢献寄付信託、遺言信託などの業務を通じ、ナショナル・トラスト活動を応援しています。その一環として、社会貢献寄付信託の寄付先の一つに財団法人日本生態系協会を指定し、長崎県対馬や鹿児島県奄美大島、北海道黒松内町の希少生物の生息地を、トラスト地として購入する三つのプログラムに資金を提供しています(社会貢献寄付信託については30頁参照)。

不動産の生態系配慮

三井住友信託銀行は、生態系に配慮した環境不動産ビジネスとして、「環境配慮型開発・建築コンサルティング業務」を通じ、不動産の緑地部分における地域生態系への配慮と第三者認証(JHEP[※])の取得をアドバイスしています。

※ Japan Habitat Evaluation and Certification Program(ハビタット評価認証制度)の略。生物多様性の保全や回復に資する取り組みを評価、認証する制度。

「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」の活動

当グループは、2008年にドイツ政府が主導した「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」(64頁参照)に参加し、リーダーシップ宣言に署名しました。署名企業は七つの宣言を実践し、2年ごとに事務局に進行状況を報告することになっています。

宣言内容	2011-2012年の取り組み状況
1 企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う	企業活動が生物多様性に与える影響を評価する投資商品、融資商品を開発し顧客に提供している
2 企業の環境管理システムに生物多様性の保全を組み込み、生物多様性指標を作成する	CSR推進体制の中で生物多様性に関するPDCAサイクルを構築、中期計画に基づく単年度計画を策定し、半期ごとに実績をレビューしている
3 生物多様性部門の全ての活動の指揮を執り、役員会に報告を行う担当者を企業内で指名する	経営企画部CSR推進室長が全ての活動の指揮を執り、経営会議への報告を行っている
4 2~3年ごとにモニターし、調整できるような現実的かつ測定可能な目標を設定する	CSRに関する中期計画において目標を設定して、経営会議でレビューしている
5 年次報告書、環境報告書、CSR報告書にて、生物多様性部門における全ての活動と成果を公表する	2009年度CSRレポートから活動内容を開示している。また、ホームページにおいても同様な内容を公開している
6 生物多様性に関する目標を納入業者(supplier)に通知し、納入業者の活動を企業の目標に合うように統合していく	直接的な生物多様性への影響が大きい紙資源の活用において、ペーパーレス化を進めるとともに古紙配合率の高い紙のウエイトを高めている
7 対話を深め、生物多様性部門の管理システムを引き続き改善していくために、科学機関やNGOとの協調を検討する	UNEP FIが主導した「自然資本宣言」に署名し、国際的な連携を図っている。公益財団法人日本生態系協会をはじめとしたNPOと密接に連携して専門的なアドバイスを受けるとともに、ビジネス面でもさまざまな協働を行っている

環境不動産 市場の拡大に 向けた貢献



地球温暖化、エネルギー危機、生物多様性の喪失、水・資源の枯渇など、地球環境問題の深刻な影響が危惧されるなかで、不動産の果たすべき役割は大きいものと考えられます。

不動産に関する環境配慮の取り組みは、省エネルギー効果や水・資源の節約などを通じたコスト低減効果だけではなく、建物内部環境の向上による快適性・生産性向上(収入増加)効果、さらには将来のエネルギー価格高騰・環境規制強化といった環境リスクの低減効果をもたらし、不動産の付加価値を生じるものと考えられます。

しかしながら、現実の不動産マーケットにおいては、現状の法規制を超えた取り組みは過剰な投資と捉えられがちです。このことが環境不動産の普及を妨げているようにも思われます。

そこで当グループでは、2005年から環境不動産の付加価値に関する提言を積極的に行い、環境不動産市場の拡大に向けたさまざまな取り組みを行ってきました。また環境不動産の付加価値向上を促し、普及につなげるためのビジネスを、エコ・トラステーションの一環として展開しています。

■ 環境不動産市場拡大に向けた当グループの貢献

マルチステークホルダーによる 「サステナブル不動産研究会」

当グループは2007年から、環境配慮が市場価値に反映されるメカニズムの解明とその普及を検討するため、産官学のマルチステークホルダーを集めた「サステナブル不動産研究会」(座長・東京大学生産技術研究所の野城智也教授)を運営しています。

環境不動産が評価されるための市場基盤の 整備をサポート

当グループは、国土交通省が主催する環境不動産懇談会などに委員として参加しているほか、「グローバル・エネルギー・バーゼル」や「CASBEE不動産マーケット普及版公開シンポジウム」などで講演するなど、環境不動産市場の整備に向けた提言を行っています。

不動産の環境性能評価システム「CASBEE」 (キャスビー)の普及に向けた取り組み

当グループは、国土交通省が主導する建築環境総合性能評価システム「CASBEE」を不動産市場で有効活用すべきと考え、CASBEE小委員会において幹事として積極的な提言を行ってきました。2012年5月に「CASBEE不動産マーケット普及版(2012年版)」がリリースされました。

国際的な連携と今後の展開

当グループは、国連環境計画・金融イニシアティブ不動産ワーキンググループ(UNEP FI PWG)などを通じて世界の不動産投資家とともに情報共有化を図り、海外投資家に日本の環境不動産を強くアピールするとともに、その普及に向けたビジネスモデルの導入を、海外に対しても積極的に提言しています。

環境不動産ビジネスの展開

環境不動産専担部署の設置

三井住友信託銀行は、2010年、他に先駆けて環境不動産ビジネスを推進する専担組織を設置しました。この部署は、サステナブル不動産研究会の事務局として、多くのステークホルダーと連携し環境不動産市場拡大のためのさまざまな取り組みを行ってきました。また、UNEP FI PWGの中核メンバーとして国際的な市場拡大にも貢献する一方で、グローバル基準との整合性を意識したCASBEE不動産マーケット普及版の開発・普及に深く関わって来ました。

環境不動産に係るコンサルティング

三井住友信託銀行は、環境不動産に関わるさまざまなアドバイス業務を行っています。具体的には、環境に配慮したオフィスビルの付加価値の定量的な分析や、不動産投資法人(REIT)や不動産ファンド等に対するCASBEE不動産マーケット普及版を用いた評価サービスなどを提供しており、環境配慮型不動産に着目した売買取引の仲介に結びついたケースもあります。

また、ビルなどへの省エネルギーシステムの導入、景観や生態系への配慮、建物の長寿命化、リサイクルシステムの採用などをアドバイスする環境配慮型開発・建築コンサルティングも行っています。対象となった大崎フォレストビルディング(2011年12月竣工)は、国土交通省住宅・建築物省CO₂先導事業への採択、生物多様性に関する定量指標であるJHEPの認証、CASBEE(新築)の最高ランク(Sランク)の獲得を実現しました。

不動産のエネルギーに関する提案

不動産に対する省エネルギー・省CO₂の要求が高まっています。特に東日本大震災以降は、電力消費のピークカットや、災害発生時のBCP(事業継続計画)対応が求められるようになりました。三井住友信託銀行は、省エネ事業者とも連携しファイナンス(リースを含む)に関するアドバイス

も含め建物・工場などの効率的なエネルギー管理の提案を行っています(20頁参照)。また、省エネによるコスト削減メリットがオーナーとテナントに配当として還元される金融スキームを提案しています。

汚染土地買取・再生ファンド支援

土壌汚染が原因で取引ができない宅地や工場跡地は、全国で約10兆円にも上るといわれています。こうした汚染土地の流動化や開発は、市街地の再生という観点からも重要な課題です。三井住友信託銀行は、汚染土地をいったん買い取り、浄化した上で再販売する「汚染土地買取・再生ファンド」の円滑な運営をサポートしています。また不動産信託の受託や土地の仲介を通じた支援も行っています。

スマートシティプロジェクトへの参画

スマートシティとは、持続可能な社会を実現するために、エネルギーを効率的に統合管理し、交通システムやライフスタイルの転換などを複合的に組み合わせた地域社会です。三井住友信託銀行は、パナソニック株式会社が主導する「Fujisawaサステナビリティ・スマートタウン」の共同プロジェクトに参画し、スマートタウン評価指標(環境不動産価値)の設計を担当するとともに、環境配慮型住宅ローンやタウンカードの商品企画などの検討を進めています。

今後も、スマートシティのエリア全体の不動産価値向上に係るアドバイスや事業を成功に導くためのさまざまな支援を積極的に行っていく方針です。

環境不動産ファイナンス

当グループは、環境不動産を拡大していくためのさまざまなファイナンス手段についても積極的に展開していく方針です。具体的には、環境配慮型住宅ローンや、環境格付融資(21頁参照)、省エネルギーを支援するリースなど最適な商品・サービスのラインアップを整備し、問題解決型の提案を行っています。

RI(責任投資) への取り組み



三井住友トラスト・グループの基本姿勢

2006年に企業のESG(環境、社会、企業統治)の取り組みを評価し、株や債券に投資をする責任投資を推進するために国連機関により設立された責任投資原則(PRI; the Principle of Responsible Investment)への署名機関は拡大の一途をたどって2012年には1,000機関に達しており、その運用資産総額は32兆ドルにもなっています。

当グループは、1999年に日本で初めての責任投資ファンド(日興エコファンド)を開始し、その後もグループ各社は世界初となる商品も

含め、さまざまな種類の投資手法を開発してきました。また、個人市場だけでなく、年金など機関投資家の市場においても積極的なマーケティングを行ってきました。

しかしながら、日本の責任投資マーケットは、日本株式市場自体の低迷と相まって必ずしも活況とはいえず、グローバルな動向に十分追随できておりません。当グループは、市場をけん引するリーダーとして、さまざまな機会を活用して啓発活動や市場の拡大に向けた活動を展開しています。

■ グローバルな責任投資の発展に寄与

当グループ各社は責任投資原則(PRI)に署名し、2010年からはPRIの日本ネットワークの共同議長に就任しています。2012年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催されたPRIの年次総会に出席し、日本の状況を説明しました。なお、社内ではESGグローバル会議を毎月開催し、さまざまな分野においてESGがどのように議論されているのか随時情報交換を行っています。



PRI年次総会でのプレゼンテーション

■ 日本の責任投資市場をけん引

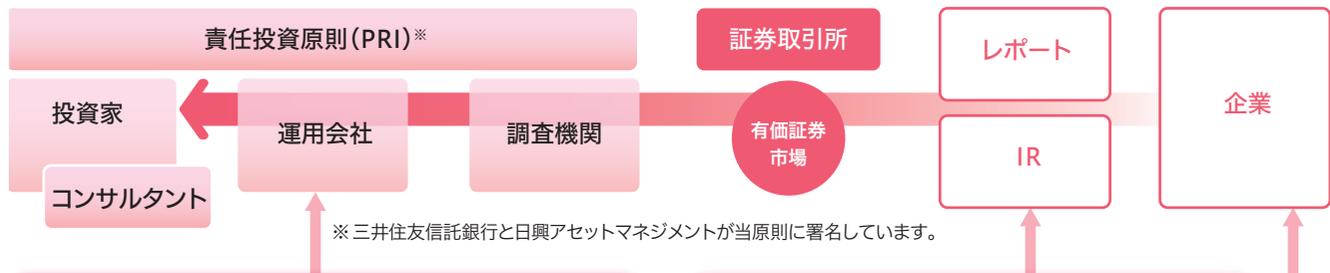
当グループは、NPO法人「社会的責任フォーラム(SIF-JAPAN)」の主要メンバーとして、勉強会の講師やシンポジウムでの講演など積極的な情報発信を行っており、日本の責任投資市場の発展に貢献してきました。また、2012年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」において議論された責任投資をめぐる世界的な動きについては、さまざまな機会を活用し周知に努めています。



国連デーでのプレゼンテーション
撮影: UNIC Tokyo/Hiroaki Yamaguchi

責任投資バリューチェーンと当グループの取り組み

企業のCSR(ESG)活動が資本市場で評価され、資金調達のために発行した株や債券を責任投資という形で投資家によって購入される一連のプロセスを責任投資バリューチェーンと呼びます。



当グループが提供する責任投資ラインアップ

三井住友信託銀行

サステナブルグロース

企業年金、公的年金から日本で初めて運用を受託した責任投資(「グッドカンパニー」との同一のポートフォリオ)

三井住友トラスト・アセットマネジメント

グッドカンパニー

チャイナグッドカンパニー

中国国内以外では世界で初めて設定された責任投資

生物多様性企業応援ファンド

世界で初めて開発した生物多様性専用ファンド

SRI計画

日興アセットマネジメント

日興エコファンド

1999年に発売した日本初の責任投資ファンド

グローバルウォーターファンド

世界銀行債券ファンド(ワールドサポーター)

SMBC・日興世界債ファンド

グリーン世銀債ファンド

グリーンボンドに投資する世界初のファンド(世界銀行との共同開発)

グリーンバランスファンド

日本で初めての本格的なバランス型責任投資(23頁参照)

上場インデックスFTSE日本グリーンチップ35

日本で初めての上場インデックスETF責任投資

三井住友信託銀行証券代行部門では、企業のIR・総務、法務部門に機関投資家の日本株投資動向およびコーポレート・ガバナンスの考え方について情報提供を行う「FOCUS CLUB」を展開しています。環境・社会・ガバナンス(ESG)のテーマへの取り組みを強めている外国人機関投資家が、CSRレポートに何を求めているか、言い換えれば「中長期投資の対象となる会社に必要なCSRの活動、考え方」をヒアリングし、レポート発行会社に役立てていただくことを目指しています。現在は、レポートの標準形態になると期待されている「統合レポート」をフォローしています。

当グループは、国連グローバル・コンパクト(64頁参照)に署名する日本企業が参加するグローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク(GC-JN)のメンバーです。2011年度から大和証券グループ本社とともに「SRI分科会」の共同幹事に就任し、参加企業とともに責任投資バリューチェーンを通じESG情報がどのように活用されているのか、責任投資マーケットの拡大に対応するために企業は今後の情報開示にどのようなスタンスで臨むべきか実践的な議論を行っています。

日興アセットマネジメントでは、2007年6月の設定以来、ワールドサポーター投資家の皆さまにご負担いただいた信託報酬の一部を世界の貧困削減のために活動する国際開発協会(IDA)へ半年に一度、寄付しており、その累計総額は3億円を超えました。この寄付金は、IDAの途上国における貧困削減に向けた取り組みをサポートするために用いられており、特に子どものための医療、教育支援などに役立てられています。



寄付目録を進呈する日興AM取締役社長兼CIO ビル・ワイルダー(左)と世界銀行副総裁兼トレジャラーケネス・Gレイ氏(右)

社会的問題の 解決に向けた 金融商品・ サービス



日本は現在、少子高齢化の進行、教育の質の低下、犯罪の多様化といった多くの社会問題を抱えています。中でも少子高齢化は財政や福祉、医療などに及ぶさまざまな派生的な問題を生み出しており、日本最大の問題であると指摘する声が多くありません。当グループは信託の機能を活用した新たな金融商品・サービスを開発・提供し、お客さまのこうした問題に対する適応力を高めることを主眼においた取り組みを行っています。

1 高齢社会において老後の安心を高める 取り組み

安心サポート信託

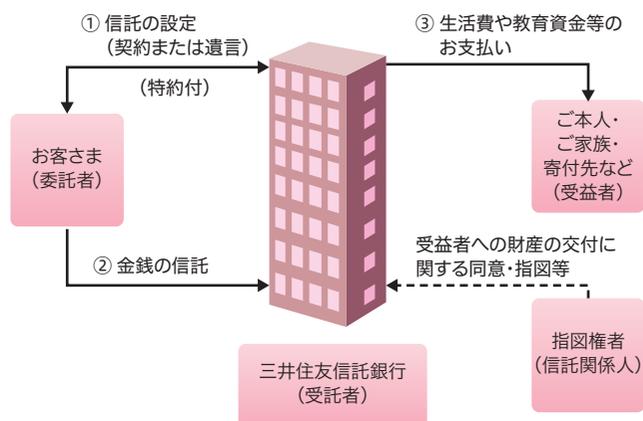
三井住友信託銀行は、お客さまご自身とご家族などの方々のために、大切な財産をオーダーメイドかつ中・長期間のサポートによって保全・管理を行う「信託銀行」ならではの機能を生かした商品「安心サポート信託」を取り扱っています。

安心サポート信託には、「金銭信託型」、「生命保険信託型」の二つの商品タイプがあります。

(1) 金銭信託型

金銭信託型は、信託の受益者をご本人とする(自益信託)、もしくはご本人以外(個人・法人)の方とする(他益信託)ことにより、ご本人やご家族、寄付先などに対してお客さまのご意向に沿った形で信託財産を交付していきます。

「金銭信託型」の仕組み



(2) 生命保険信託型

生命保険信託型は、生命保険金の交付相手や方法・用途などをあらかじめ柔軟に設計することができる国内初の商品で、プルデンシャル生命保険株式会社と共同開発し、2007年7月から取り扱っています。

遺言信託

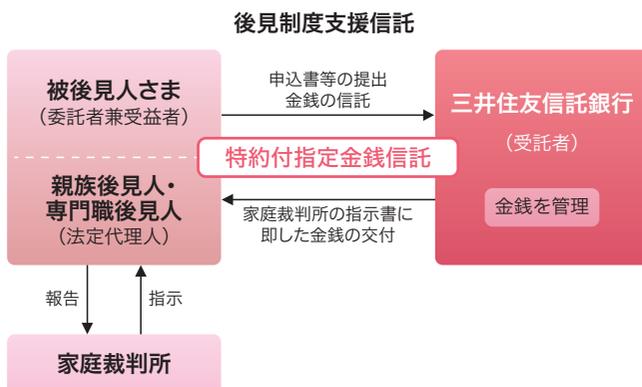
三井住友信託銀行では、お客さまのご意思に従って、預金、有価証券、不動産などのさまざまな資産を次の世代に承継することを支援するサービスとして「遺言信託」を取り扱っています。遺言信託によって、相続におけるトラブルを未然に防止したい、実情に合わせて合理的な遺産分割がしたい、相続人以外の方に遺贈したいと考えるお客さまのニーズにお応えします。

事業承継信託(遺言代用型)

三井住友信託銀行では、企業経営者などのお客さまが保有されている株式について「あらかじめ指定した者に承継させたい」「(保有株式の)分散化を防ぎたい」とのご要望にお応えする商品として、事業承継信託(遺言代用型)を提供しています。これは、会社の創業者さまや経営者さまなどが委託者兼当初受益者となり、委託者死亡時に受益者を変更する管理有価証券信託です。本信託を利用することにより、相続手続きによらない迅速な資産承継が図れ、経営者さまなどに万一のことが起きた際にも株式(議決権等)をめぐる相続争いなどを避け、安定的に事業承継を行うことが可能になります。

後見制度支援信託

日本では、認知症や知的障がいなどによって判断能力を欠く状況にある成年者(「被後見人」)を保護するために「後見人」を指定する「成年後見制度」が設けられています。



後見制度支援信託は、被後見人の財産を保護し、将来にわたる生活の安定に資するための信託です。信託の設定や解約などは家庭裁判所の掲示書に基づき行われます。

特定贈与信託

特定贈与信託とは、特別障がい者の方の将来にわたる生活の安定に資する目的で、ご家族などから贈与されたご資金を、三井住友信託銀行が合同運用金銭信託等で安定的に運用し、お客さまに代わって特別障がい者の方にお渡しする商品です(1,000万円以上)。特別障がい者の生活の安定を図ることを目的とした贈与は、特定贈与信託にすると6,000万円まで非課税です。また、信託期限は無期限です。

リバースモーゲージ

三井住友信託銀行は2005年3月、自宅を担保に老後のゆとり資金を融資する「リバースモーゲージ」の取り扱いを始めました。年金のように毎年一定額を受け取る方法と、設定した枠内で随時受け取る方法があります。

ゆとりある長寿社会に向けた知見の結集

少子高齢化の進行等に伴う長寿社会の到来を踏まえ、民間事業者にはどのような機能が求められるのか。三井住友信託銀行は、国際長寿センターを中心に発足した民間事業者による研究会に参加し、ゆとりある長寿社会の実現に寄与する新しいライフスタイルの提案に向けた検討に取り組んでいます。



長寿社会研究会の様子

2 社会的問題を解決するための 寄付金等の活用の仕組み

公益信託

公益信託は、個人が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行があらかじめ定められた目的に従って財産を管理・運用して公益活動を行う制度です。公益信託は、1977年に第1号が誕生して以来、奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、自然環境保護活動への助成、さらには国際協力・国際交流促進など、幅広い分野で活用されています。

三井住友信託銀行は、公益信託第1号を受託して以来、受託件数を着実に増加させており、2012年3月現在の公益信託受託は218件278億円となりました。また、2011年度は計13億円を計3,515団体(個人含む)に助成金として給付し、ご活用いただきました。

社会貢献寄付信託

2011年4月、三井住友信託銀行は、社会貢献に取り組んでいる団体とお客さまの思いを寄付のかたちでつなぐ「社会貢献寄付信託」(愛称:明日へのかけはし)の取り扱いを始めました。寄付される金額を金銭信託にお預け入れいただき、毎年1回、当初信託元本の5分の1を寄付します。寄付先は、「寄付先一覧」の10団体(2012年10月5日現在の)

中から、お客さまにご指定いただけます。寄付先からは、寄付金の活用実績や活動内容の報告書が送られます。

特定寄附信託

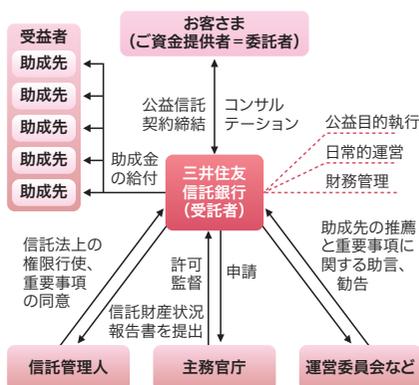
2012年6月、三井住友信託銀行は「特定寄附信託」の取り扱いを始めました。2011年度税制改正によって新たに創設された制度に基づく信託で、ご指定いただいた寄附先に5年または10年にわたり定期的に寄附を行います。寄附先は、三井住友信託銀行が提示する「寄附先一覧」以外の団体を指定することもできます(なお、寄附先の指定には、三井住友信託銀行の審査および手続きを要するほか、信託報酬がかかります)。

2012年7月には、東日本大震災の被災地で活動する医療関係者の支援を望む個人のお客さまに、特定寄附信託をご利用いただきました。今後5年間で総額約1,200万円が認定NPO法人「ピープルズ・ホープ・ジャパン(PHJ)」に寄附されます。PHJは別途、このお客さまからの寄附により石巻市立病院に対し、往診で使う「ドクターカー」を寄贈しており、本件特定寄附信託によるPHJへの寄附は、その維持管理費に充てる予定です。

遺贈による寄付

三井住友信託銀行では、ご自身の遺産を世の中のために役立てたいとお考えの方々のニーズにお応えするため、遺言信託において、公益団体や大学などと遺贈による寄付に関する提携を行い、遺産寄付の支援サービスをご提供しています。

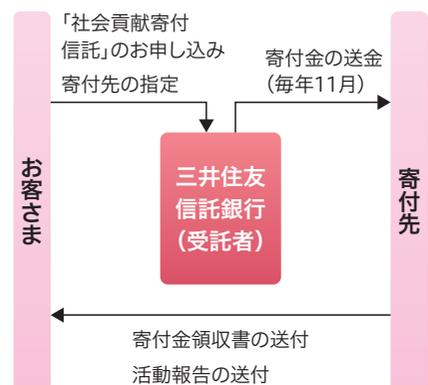
公益信託の仕組み



公益信託の寄付種別一覧

分類	件数
奨学金支給	74
自然科学研究助成	42
人文科学研究助成	6
教育振興	25
社会福祉	10
芸術・文化振興	9
動植物の保護繁殖	1
自然環境の保全	8
都市環境の整備・保全	20
国際協力・国際交流促進	16
その他	7
総計	218

社会貢献寄付信託の仕組み



3 多様なライフスタイルを後押しする金融商品

働く女性を応援する女性専用住宅ローン 「エグゼリーナ」の取り扱い

三井住友信託銀行は、多様なライフスタイルを後押しするため、働く女性のマイホーム取得を応援する女性専用住宅ローン「エグゼリーナ」を取り扱っています。

本ローンは、20歳以上の女性に対し、ご本人がお住まいになるための新築・中古マンションの購入資金向けの融資を行うものです。出産後1年間については年0.1%の金利優遇があるほか、当初借入金額が1,000万円以上かつ借入年数が10年以上の方は、三井住友信託銀行が保険料を負担する医療保障保険にご加入いただけます。また、繰り上げ返済手数料の免除といった特典も付いています。

財形貯蓄

財形貯蓄は、正式には「勤労者財産形成貯蓄」という名で、勤労者が金融機関との勤労者財産形成貯蓄契約に基づいて勤務先を通じて行う「給与天引貯蓄」のことです。三井住友信託銀行は、レジャーやお子さまの教育や結婚など使い道が自由で一部解約も可能な「一般財形」、マイホームの取得や増改築のための「住宅財形」、自ら計画的に年金原資を確保するための「年金財形」の3種類をご提供しています。

4 事業と一体となった社会貢献

ベルマーク事業への支援

身近な商品に付いている“ベルマーク”を学校単位で集め、その点数に応じて学校に必要な備品を購入する「ベルマーク運動」は、1960年にスタートしました。当初は複数の銀行が関わっていましたが、1982年からは入出金に関わる一切の業務を三井住友信託銀行が担当しています。

現在、全国28,349(2012年9月末現在)にのぼるPTAの

口座管理事務を行っており、協賛会社からのPTAへの入金や協力会社からのベルマーク教育助成財団への援助金送金などの業務を取り扱っています。このほか、被災地などへの援助資金の送金事務(友愛援助)も行っています。

ベルマーク運動では、学校の備品を購入する際に購入金額の10%がベルマーク財団に寄付されて、それがへき地学校や災害被災学校、発展途上国などへの援助資金として使われています。三井住友信託銀行は、事業と一体となった社会貢献として、ベルマーク事業への支援を継続しています。

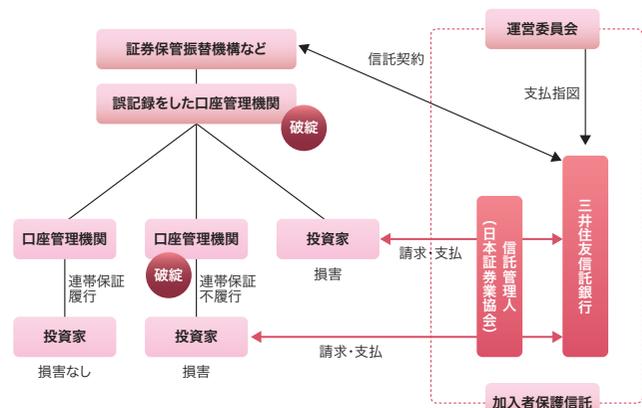
加入者保護信託

有価証券のペーパーレス化は、紛失・盗難・偽造などのリスク軽減や運搬・保管に係るコストの削減を通じて、証券取引の利便性を引き上げる一方で、振替機関や口座管理機関[※]の誤記録などがあれば、投資家(「加入者」)が損害を受ける危険性があります。こうした損害が生じ、かつ口座管理機関が損害賠償義務を果たさないまま破綻した場合に、1,000万円を限度に加入者が被る損害を補償するためのセーフティネットが、「加入者保護信託」です。

三井住友信託銀行は、公益信託の受託実績や資産運用能力などが認められ、2003年の制度設立以来、単独で加入者保護信託を受託しています。

※ 証券会社などの金融機関。

加入者保護信託スキーム



Materiality 2

社会適合性を 向上させる CSR活動



CSRの国際規格であるISO26000は、社会的責任の中核主題として人権を挙げています。企業が人権に与える影響はさまざまです。当グループでは、この問題がステークホルダーにどのような影響を与えているかを徹底的に検討するため、社内関係部署を集め、人権デューデリジェンス・プロジェクトチーム(PT)を組成しました。

共通価値の創造

当グループの事業活動の中で、最も社会との適合性を求められるものは金融機能そのものです。当グループは、この金融機能を安心・安全なものにするために、ガバナンス・コンプライアンス、リスク管理の高度化に努めています。また、「人権尊重」の企業風土を醸成することを重視し、人権が尊重される公正な社会の実現に貢献したいと考えています。事業活動の「環境負荷の低減」にも注力しており、省エネや廃棄物削減を通じ、気候変動問題や資源循環問題にも取り組んでいます。このような社会適合性の向上は当グループの体質を強化し、長期的には経済的価値の向上に寄与します。



コーポレートガバナンス・内部統制

当グループは、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとしてふさわしい経営管理体制を構築し、経営の透明性・健全性の確保とともに、環境変化に柔軟に対応できる意思決定の迅速化を図っています。



Materiality1

コーポレートガバナンス体制の概要

グループにおける三井住友トラスト・ホールディングスの役割と機能

当グループでは、三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント、三井住友トラスト基礎研究所、および三井住友トラスト・キャピタルが、それぞれの業務執行を単独で完結できる経営管理体制を有しており、三井住友トラスト・ホールディングス(以下、SMTH)は業務執行管理型の持株会社として、以下の各機能を担っています。

- グループ経営戦略企画機能
- 業務運営管理機能
- 経営資源配分機能
- リスク管理統括機能
- コンプライアンス統括機能
- 内部監査統括機能

このほか、日本トラスティ・サービス信託銀行(出資比率66.6%)については、共同出資者である株式会社りそな

銀行と協議会組織等を設置の上、同社に係る重要事項の協議、業務運営状況のモニタリング等を行っています。

業務執行・監督体制

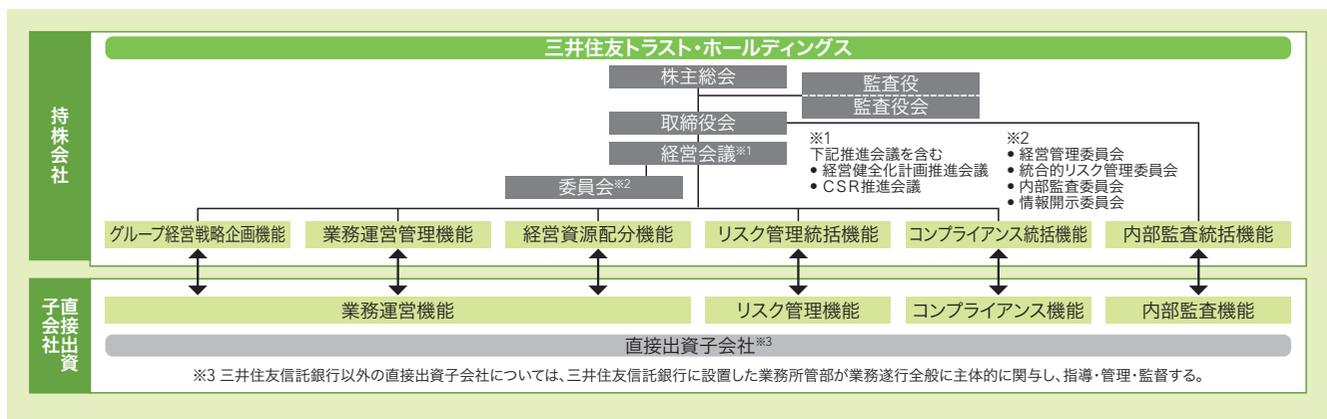
当グループでは、三井住友信託銀行に持株会社との兼任取締役を配置し、効果的なグループ経営戦略の遂行を図る一方、SMTHの専任取締役が内部監査機能を統括することで、子会社各社に対する牽制機能を確保しています。

取締役会の下には、社長を議長とし、関係役員が参加する経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議または決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。

また、経営会議の中に「経営健全化計画推進会議」、「CSR推進会議」を設置しているほか、「経営管理委員会」等各種委員会を設置しています。このような体制をとることにより、経営の透明性や健全性を確保するとともに、意思決定の迅速化を図っています。

Materiality2

ガバナンス体制図



Materiality3

内部統制

内部統制とは、企業の中に健全な経営を行うためのさまざまな仕組みやルールをつくって、不祥事の発生を防ごうとするものです。基本的に、①業務の有効性および効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という四つの目的があり、企業は内部統制システムを整備・運用することにより、これらの目的を達成しています。

SMTHでは、上記の目的を達成するため、①コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備、②リスク管理体制の整備、③業務執行体制の整備、④経営の透明性を確保する体制の整備、⑤当グループ業務の適正を確保するための管理体制の整備、⑥情報の保存・管理体制の整備、⑦内部監査体制の整備、⑧監査役監査に関する体制の整備について、取締役会が「内部統制基本方針」を定めています。

監査

SMTHは監査役制度を採用し、常勤の監査役2名および非常勤の監査役4名（社外監査役）の合計6名の監査役により監査役会を構成しています。

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担などに従い、取締役会その他重要な会議に出席するなど、取締役などから職務の執行の状況について報告を受けるとともに、重要な書類の閲覧、本部部長からの報告の聴取を

行うほか、必要に応じて子会社から事業の報告を受ける等により、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役のうち、常勤の監査役は監査役会等の場で、経営会議等の重要会議の議案やSMTHおよび子会社の調査の内容その他日常の監査活動で収集した監査情報を非常勤の監査役に報告し、情報の共有化に努めています。非常勤の監査役は法律や企業経営などの多角的な視点での監査を実施し、取締役会や監査役会などで積極的に意見を述べています。

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査に関する情報、監査計画、監査の実施状況および監査結果等について報告を受け、意見交換を行うとともに、必要に応じて、随時、情報交換を実施しています。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監査しています。

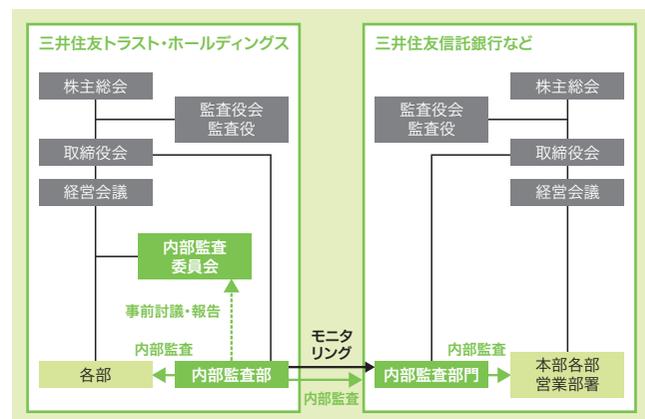
内部監査部門とは、定期的な会合において内部監査結果の報告を受け意見交換を行うとともに監査役から内部監査部門へ助言や指摘を行っているほか、必要に応じて、随時、情報交換を実施しています。

内部監査については、業務執行部門から独立した内部監査部門が、当グループの内部監査態勢整備方針および内部監査計画を策定の上、内部監査部門が各業務執行部門などに対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行っています。

内部統制システム構築の基本方針



内部監査の実施体制



情報開示統制

当グループでは、経営関連情報を適時、正確かつ公平に開示するため、情報開示委員会を設置し、経営関連情報およびそれに該当する可能性のある情報に関する開示の要否および開示の妥当性、情報開示に係る体制整備・運用の適切性について検討しています。

また、「内部統制報告制度」への対応として、事業年度ごとに財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施し、その評価結果と発見された不備の是正状況について、SMTH社長や取締役会などに報告しています。この報告に基づき、社長は財務報告に関する内部統制の有効性を評価した「内部統制報告書」を作成し、有価証券報告書と併せ金融当局宛に提出しています。

報酬等に関する開示事項

2012年3月、金融庁より、銀行または銀行持株会社およびそれらの子会社等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして、報酬等に関する開示が義務付けられました。

「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下の通りです。

「対象役員」の範囲

対象役員は、SMTHの取締役および監査役であり、社外監査役は含まれていません。なお、社外取締役は現状いません。

「対象従業員等」の範囲

当グループでは、対象役員以外のSMTHの役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額報酬等を受け取る者」でSMTHおよびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者を「対象従業員等」として、開示の対象としています。

対象役職員の報酬等の決定について

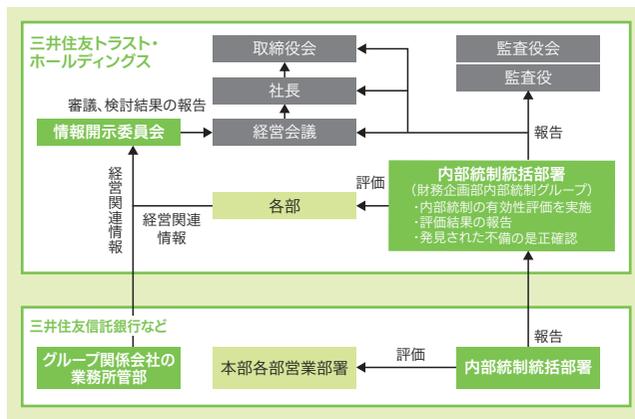
対象役員の報酬等の決定について

SMTHでは、株主総会において役員報酬の総額を決定し、株主総会において決議された取締役報酬の個人別の配分については取締役会に、監査役報酬の個人別の配分については監査役の協議に、それぞれ一任されています。

対象従業員等の報酬等の決定について

当グループにおける対象従業員等の報酬等は、SMTHおよび主要な連結子法人等の取締役会等にて制定される方針に基づき、支払われます。当該方針等は、業務推進部門から独立したSMTHおよび主要な連結子法人等の人事部等において制度設計がなされ、給与規則等として文書化がなされています。また、主要な連結子法人等の報酬体系については、定期的にSMTH人事部に報告され、人事部はその内容を確認します。

情報開示体制



当グループの対象役職員の報酬等の総額
(自 2011年4月1日 至 2012年3月31日)

区分	人数	報酬等の総額	報酬等の内訳					退職慰労金
			固定報酬の総額	基本報酬	ストックオプション報酬	変動報酬の総額	賞与	
取締役 (除く社外取締役)	10	493	457	456	1	36	36	—
監査役 (除く社外監査役)	2	54	54	54	—	—	—	—
対象従業員等	2	87	48	48	—	34	34	5

※ 報酬額等には、主要な連結子法人等の役員としての報酬額等を含めて記載しています。

三井住友トラスト・グループにおける CSR推進体制

CSR推進体制

当グループは、PDCAサイクルを踏まえたCSR推進体制を構築しています。具体的にはSMTH経営企画部CSR推進室が業務遂行の中心となり、重要な経営会議のテーマとして開催される「CSR推進会議」において年度計画が策定され、半期ごとにレビューが行われます。また、同様な推進体制をグループの中核である三井住友信託銀行においても構築しています。

CSR業務推進者

当グループでは、グループ各社、三井住友信託銀行の全ての店部においてCSR業務を推進するCSR責任者、CSR担当者を設置しています。CSR責任者や担当者の具体的な業務内容は、省エネ推進や節電対応、オフィスにおける紙や廃棄物の削減・リサイクルなど環境負荷低減活動の推進、CSR推進室への活動報告などのほか三井住友信託銀行の国内外の支店においては、ステークホルダーからの信頼を高め、事業基盤を堅固なものとするための社会貢献活動である「With You活動」を推進しています。CSR関連商品の開発や提供など、事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献はCSR推進室が中心となり本部の関連部署と連携しながら推進しています。

環境マネジメントシステムとの統合

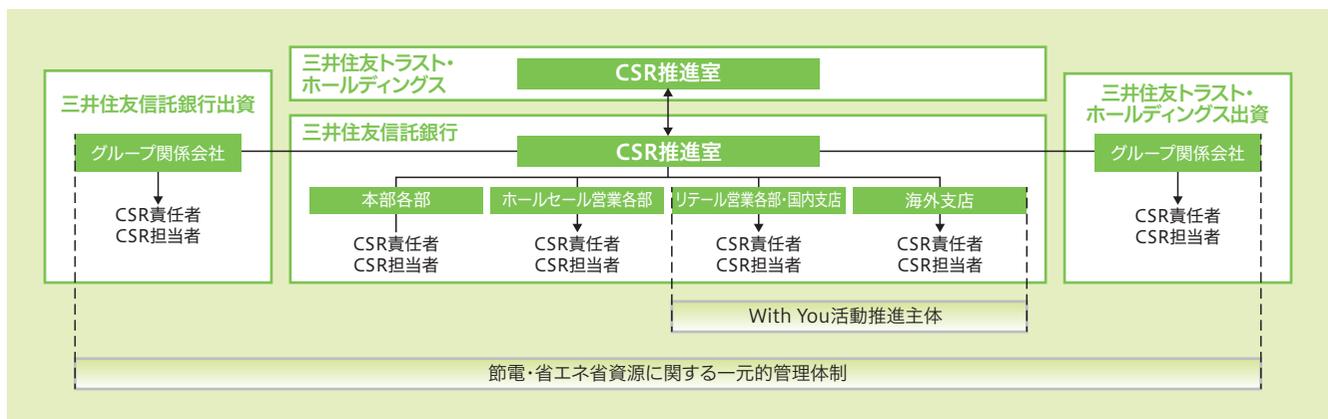
当グループでは、ISO14001認証の対象となる本店ビル、府中ビル、千里ビルの3拠点において環境マネジメント体制を構築しています（詳細は51頁）。環境マネジメントシステムを推進するISOワーキンググループメンバーについては、可能な限りCSR責任者・担当者と兼務することにより、業務の効率性を高めています。さらに、電力会社からの節電要請に 대응するため全店に配置していた節電担当者にも兼務させ、これにより環境マネジメント全般の一元的管理体制を整備しました。

2012年度方針

2012年度は、グループ各社の経営統合直後ということもあり、基礎を固める趣旨で下記の年度方針を立てました。三井住友信託銀行および主要なグループ会社は、本方針に基づきCSRを推進しています。

推進体制構築	「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」をグループ各社役員・社員へ周知徹底し、CSR意識の浸透を図り、グループ各社における具体的なCSR活動を推進する。
関連事業推進	当グループが事業を通じて社会・環境問題の解決に貢献するための商品・サービスの提供を推進するとともに、社会の変化・ニーズを捉えた新たな商品・サービスの開発に取り組む。
CSRプレゼンスの向上	ステークホルダーとのコミュニケーションを維持・発展させるとともに、CSRに関する国際社会の動向等を正確に把握し、内外に積極的な情報発信を行う。

当グループのCSR体制



コンプライアンス(法令等遵守)体制

1 基本的な取り組み方針

昨今、金融業界における規制緩和が進展し、金融取引・サービスが多様化するなかで、金融機関においては自己責任原則の徹底と自助努力によりさまざまな課題に取り組むことが求められています。このような状況において、お客さまからの信頼を維持・向上させていくためには、厳格な自己規律に基づく健全かつ適切な経営が不可欠です。かかる観点より、当グループはコンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付けています。

コンプライアンスとは、法令等の遵守、すなわち、法令・市場ルール・社内規程類等のルールはもとより広く社会規範を遵守することをいいます。信用が最大の財産である当グループにとって、コンプライアンスの実現は当然の基本原則であり、経営者のもとより、社員一人一人が日々の業務運営の中で着実に実践しなければならないものと考えています。

当グループでは、コンプライアンスを徹底し、「The Trust Bank」にふさわしい適切な態勢を実現するため、「行動規範(バリュー)」を定めるとともに、具体的な遵守基準等を「コンプライアンス規程」に定めています。また、これらを遵守し、誠実かつ公正な企業活動が遂行できるよ

う、チェック体制・推進体制を整備しています。これらの整備を通じて、課題や問題点などに対して自己規律に基づき適切に対処できるよう各種取り組みを進めています。

2 取り組みの概要

グループのコンプライアンス体制

当グループでは、グループ全体のコンプライアンス体制を統括することを三井住友トラスト・ホールディングス(以下、SMTH)の最も重要な機能の一つと位置付け、SMTHの「コンプライアンス規程」において、役員・社員が遵守すべき基準を定めています。

SMTHには、グループ全体の統括部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、コンプライアンス方針の策定や管理・運営状況のモニタリングを行っています。コンプライアンス統括部において把握した管理・運営状況等は経営会議等に報告します。

また、コンプライアンスに係る諸施策の具体的な実践計画については、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、定期的に進捗状況の把握、評価を行っています。

三井住友信託銀行においても、統括部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、SMTHが定めたコンプライ

役員・社員の遵守基準

1. 社会からの信頼の確立
2. 反社会的勢力への毅然とした対応
3. 組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止
4. 経営の透明性の確保
5. 利害関係先等との健全かつ正常な関係の構築
6. 公正な活動の徹底
7. 情報管理の徹底
8. 職場秩序の向上

コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルは、コンプライアンスを実現するため、役員・社員等が執務をする際に必要となる主要な事項についての基本的な手引書として制定されたものです。

コンプライアンスに関する主要な事項を「役員・社員等に求められている業務遂行上の重要な事項に関する行動規範」の形でとりまとめ、併せてその背景にある法令やルールを解説しています。

アンス方針に基づき、コンプライアンス方針や「コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、管理・運営状況のモニタリングを行っています。また、コンプライアンス統括部において把握した管理・運営状況等は、コンプライアンス統括部の統括役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」の検証を経て、経営会議等に報告されます。

その他の子会社は、SMTHが定めたコンプライアンス方針に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切なコンプライアンス体制を整備しています。

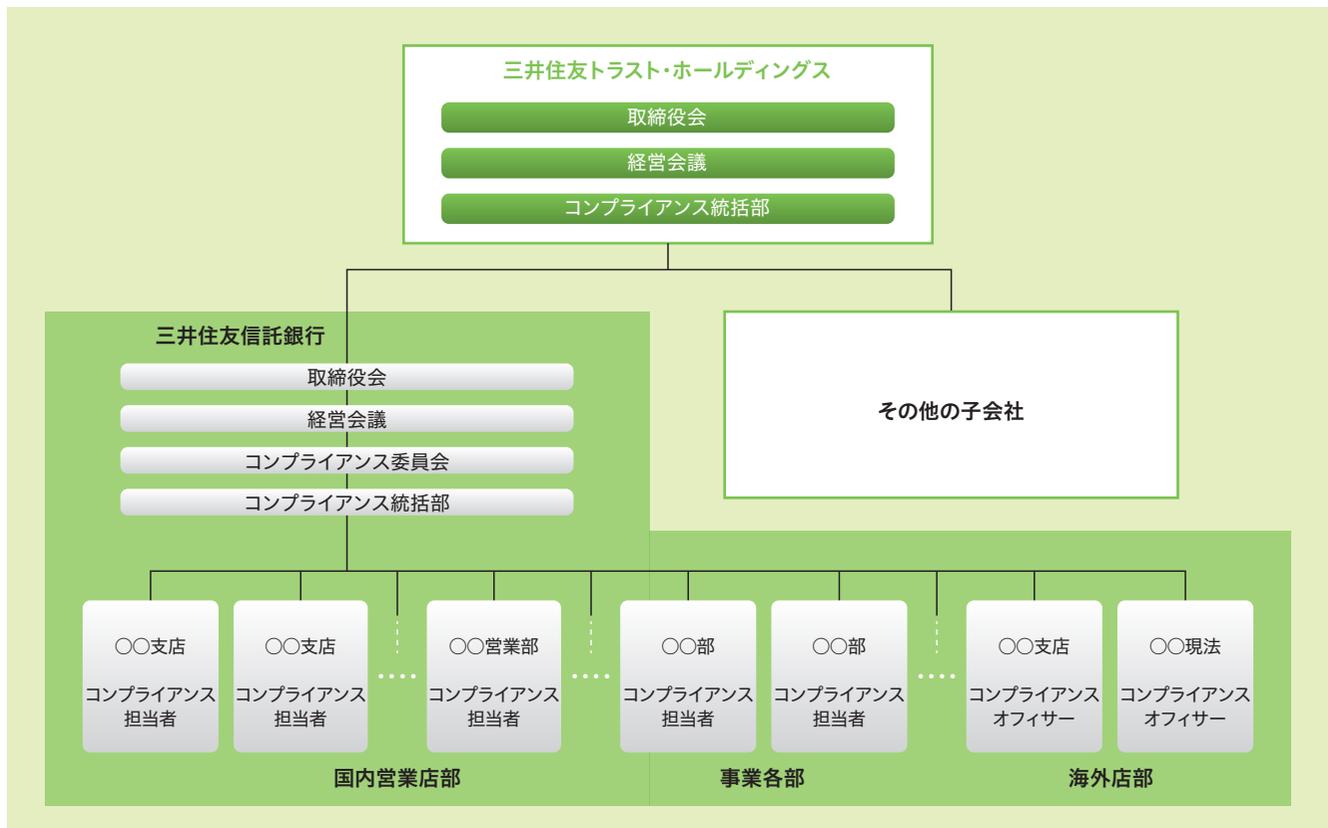
なお、法令違反行為等が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全ての役員・社員がコンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けています。

コンプライアンス意識の浸透への取り組み

コンプライアンス意識の浸透を図るため、SMTHをはじめグループ各社において、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、法令・諸規則ほか遵守すべき事項等を周知徹底しています。

また、インサイダー取引規制遵守に関するルールをはじめとしてコンプライアンス面の研修の強化を進めており、全社的なテーマについては各社のコンプライアンスに関する統括部署が中心となって研修を実施しているほか、各社におけるコンプライアンス担当者は、業務・商品の特性やお客さまの属性に応じ、各職場での研修・勉強会の実施や日常の指導を通じて、きめ細かに、コンプライアンス意識の向上・徹底を図っています。

グループのコンプライアンス体制



リスク管理

1 基本的な取り組み方針

欧州債務問題、中国等新興国経済停滞など、金融市場にも影響を及ぼす新たなリスクが顕在化してきています。また、新たな銀行の自己資本比率規制(バーゼルⅢ)への対応も見据えたリスク管理態勢の一段の整備も必要となっています。このような環境下、従来にも増して、リスク管理の高度化および予防的な対応の必要性が高まっているものと考えています。

その中で三井住友トラスト・ホールディングス(以下、SMTH)は、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、業務特性と環境変化に対応したリスク管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付け、当グループの事業展開と持続的成長を支える強固な経営基盤としてのリスク管理の高度化を推進しています。

2012年度においては、外部環境の変化と経営統合に伴うリスク構造の変化に機動的かつ的確に対処していくとともに、当グループの強みを最大限に生かし、実践的かつ効率的なリスク管理態勢を整備しています。

2 取り組みの概要

リスクの種類

SMTHでは、グループ全体が経営上抱えるリスクの要因別に、「信用リスク」「市場リスク」「資金繰りリスク」「オペレーショナル・リスク」に区分し、それぞれのリスクの特性に合った管理を行っています。

リスク管理の方法

SMTHは、グループ全体のリスク管理の統括部署を設置し、グループ全体のリスクの状況をモニタリングするとともに、各リスク・カテゴリーのリスク管理を統括するリスク管理部署を定め、当グループ各社に対して必要に応じ適切な監督・指導を行っています。

また、グループ全体におけるリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として制定し、リスクの特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減の一連の活動が適切に実行できるよう権限や組織体制などを明確化し、リスク管理に係る方針・計画(リスク管理計画、リスク資本配賦計画)を策定しています。

リスク・カテゴリー

リスク・カテゴリー	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、当グループが損失を被るリスクをいう。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により当グループが損失を被るリスクをカントリーリスクという。
市場リスク	金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッド等のさまざまな市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債(オフバランスを含む)の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスク。このうち、特に、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクを、市場流動性リスクという。
資金繰りリスク	必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクをいう。
オペレーショナル・リスク(略称「オペリスク」) (下の階層のリスクは「リスクサブカテゴリー」)	業務の過程、役員・社員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当グループが損失を被るリスクをいう。
事務リスク	役員・社員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こす等、事務が不適切であることにより当グループが損失を被るリスク
情報セキュリティリスク	情報の漏えい、情報が正確でないこと、情報システムが利用できないこと、情報の不正使用等、情報資産が適切に維持・管理されないことにより、当グループが損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウン、または誤作動等、システムの不備等に伴い当グループが損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより、当グループが損失を被るリスク
法務・コンプライアンスリスク	取引の法律関係が確定的でないことにより当グループが損失を被るリスク、および法令等の遵守状況が十分でないことにより当グループが損失を被るリスク
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正、ハラスメント等、人事・労務管理上の問題により当グループが損失を被るリスク
イベントリスク	自然災害、テロ等の犯罪、社会インフラの機能障害、感染症の流行等、事業の妨げとなる外生的事象、または有形資産の使用・管理が不適切であることにより当グループが損失を被るリスク
風評リスク	マスコミ報道、風評・風説等によってSMTHまたは子会社等の評判が悪化することにより当グループが損失を被るリスク

当グループ各社においては、SMTHのリスク管理に係る方針を踏まえ、それぞれの業務やリスクの特性に応じた適切なリスク管理態勢を整備しています。

リスク管理体制

リスク管理に係る経営機構および主要部署の役割・責任は次の通りです。

取締役会

当グループの経営方針、戦略目標を明確化し、戦略目標を踏まえたリスク管理方針の策定、適切なリスク管理態勢整備の統括およびリスク管理方針周知のための適切な方策を講じます。

取締役、統括役員

取締役はリスク管理の重要性を十分認識し、リスク管理部署の統括役員は適正なリスク管理態勢の整備・確立に向けて方針や具体的な方策を検討します。

リスク管理部署

リスクの特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減の一連の活動を通じ、リスクの状況を的確に把握し、リスクに対して適切な管理・運営を行います。

内部監査部署

業務執行に係る部署から独立した立場でリスク管理態勢の適切性・有効性を検証します。

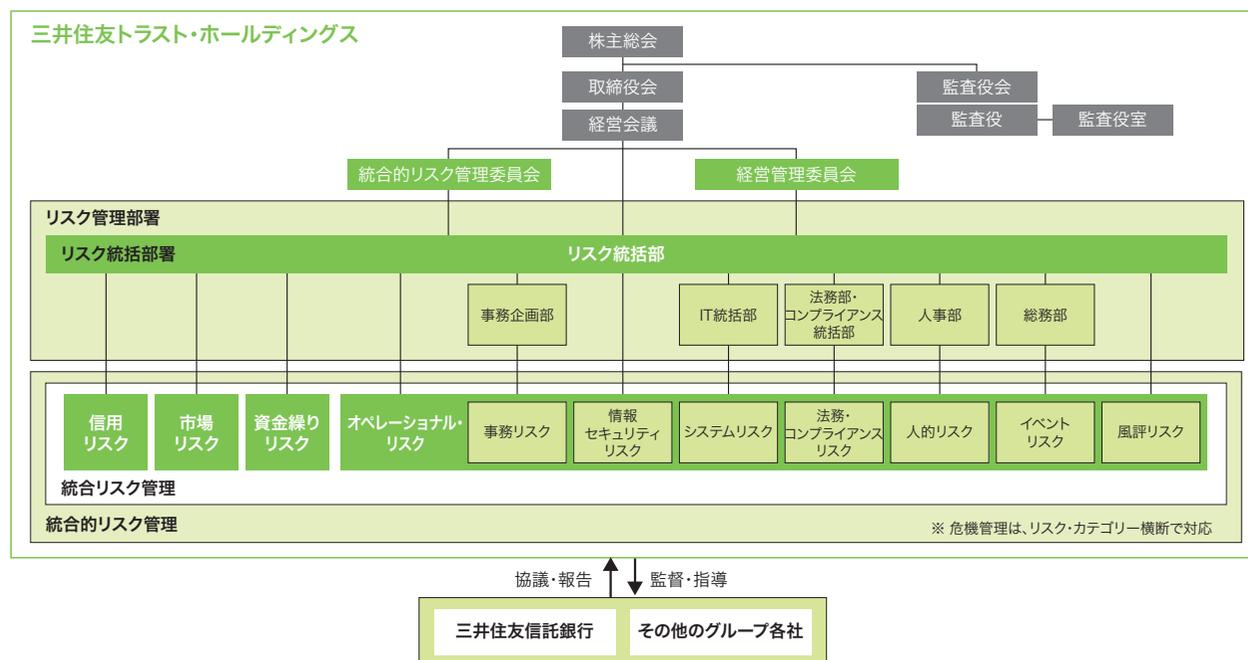
統合的リスク管理と統合リスク管理

SMTHは、当グループに所在する各種リスクを統括し、グループ内のリスクの波及等、各社単独では捕捉できないグループ体制特有のリスクを総合的に捉え、グループの経営体力と比較・対照することによってリスク管理を行っています(統合的リスク管理)。

また、SMTHは統合的リスク管理における管理対象リスクのうち、VaR[※]等の統一的尺度で計量可能なリスクを合算して、当グループの経営体力(自己資本)と対比することにより管理しています(統合リスク管理)。統合リスク管理においては、資本の十分性と効率性確保の両立を目指し、経営体力の範囲で配賦されたリスク資本に基づくリスク限度枠を遵守するとともに、リスク資本対比の収益の極大化を追求しています。

※ Value at Risk: リスク計測指標。一定の期間内(保有期間)に、一定の確率(信頼区間)で、被りうる最大損失額。SMTHでは信頼区間片側99%による計測を行っています。

リスク管理体制



※ 危機管理は、リスク・カテゴリ横断で対応

人権と三井住友トラスト・グループ

金融機関にとって、人材は最大の財産です。当グループでは、一人一人の個性が尊重され、年齢や性別、国籍などを理由に差別的な扱いをされないよう、人権啓発に取り組むとともに、適切なワーク・ライフ・バランスを可能にする職場環境づくりなどを通じて、社会の持続的発展に貢献できる人材を育成しています。



1 人権啓発への取り組み

人権啓発推進活動

当グループは、人事部統括役員を委員長とする「人事啓発推進委員会」を中心に、人権問題に関する各種研修や啓発活動を実施しています。人権啓発推進委員会では、毎月一回、人権尊重の好事例等を紹介する「人権啓発ツール」を発信しているほか、2012年度は三井住友信託銀行の全店舗において、職場内人権啓発研修を開催しました。

また、2012年度も引き続き、新入社員に対して企業と人権の関わりをテーマとした研修を実施しており、同和問題や在日外国人問題、障がい者の人権などの個別課題に関する共通意識の醸成に努めています。

さらに、人権週間には、社員から「人権啓発標語」を募集し、優秀な作品に対しては表彰を行っています。

このほかにも、当グループは、行政などにおける各種事業に参加するなどして、社員の人権意識の維持・向上を図るさまざまな取り組みを行っています。これらの活動を通

じて、社員一人一人が個性を尊重し合い、人権尊重の考え方を職務遂行上のよりどころにする企業風土の醸成に努めています。

人権デューデリジェンス・プロジェクトチーム (PT) の設置

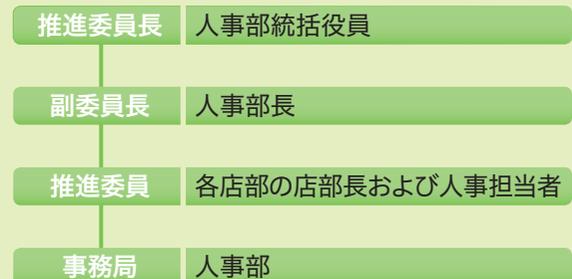
設置の経緯

2011年6月、国際連合人権理事会において、事務総長特別代表ジョン・ラギー ハーバード大学教授の提唱した「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択され、組織の社会的責任に関する国際規格であるISO26000にも同指導原則の内容が取り込まれる等、近時、国際社会において、企業と人権の関係が注目を集めています。こうした状況を踏まえ、当グループは、2012年3月、CSRに関する中期目標として、「人権の尊重に関するCSR活動を海外のCSR先進企業と同等の高いレベルで実践」していくことを掲げ、この目標を実現するため、関係各部による人権デューデリジェンスPTを立ち上げました。

2012年度に発信した人権啓発ツール

- 高齢者の人権
- ワーク・ライフ・バランスって何？
- 知的障がい者更生支援施設のご紹介
- こころに残る事例(ハラスメント・いじめ)
- こころに残る事例(障がい者)
- こころに残る事例(社会生活)

人権啓発推進委員会「組織体制」



設置目的

人権デューデリジェンスPTでは、①人権に関するリスク管理の高度化、②人権に関する世界基準の規範意識の理解、③当グループCSR評価の向上——を目指します。具体的には、当グループの企業活動、また調達先や委託先の企業活動が人権に与える負の影響（潜在的なものも含む）の特定を行い、その防止や軽減に向けた対策に取り組んでいきます。

検討対象事項

人権デューデリジェンスPTは、当グループの影響力の及ぶ範囲を社員、調達・委託先等の六つのカテゴリーに分け、それぞれのカテゴリーについて、人権・性別等の生物学的要素、民族・言語等の文化的要素、信条・宗教等の内面的要素、門地・職業などの社会階層的要素、また、障がいや年齢等の身体的要素といった、あらゆる要素から人権への負の影響の特定を行います。

運営体制

人権デューデリジェンスPTは三井住友トラスト・ホールディングスと、三井住友信託銀行との合同組織として設置しています。人事部をPT長部として、経営企画部が事務局を担当し、両社の関係各部から、職位にとらわれずに実質

的な議論を行うことができるメンバーを選定しています。

PTでは、2012年度中に、人権に関する新たな規範を打ち立て、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返してリスクを削減する「PDCAサイクル」を構築する方針です。

コメント



人権デューデリジェンスPT PT長
三井住友信託銀行 人事部審議役 関 優

2011年6月、国際連合人権理事会において、事務総長特別代表ジョン・ラギー ハーバード大学教授の提唱した「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、ラギー報告）が採択され、企業と人権の関係は新たな時代を迎えました。

これまで、当グループは、日本固有の同和問題を中心とした人権啓発に注力してきました。今後も同和問題を重視する姿勢に変更はなく、継続的な啓発活動に取り組んでいきますが、一方で、人権を取り巻く国際社会の動向にも留意し、ラギー報告に謳われた人権デューデリジェンスのプロセスを活用して、発展途上国の児童労働問題への対応等の国際基準での人権の尊重にも取り組んでいきます。

PT構成部

三井住友トラスト・ホールディングス

経営企画部、総務部、人事部、
コンプライアンス統括部、リスク統括部

三井住友信託銀行

経営企画部、総務部、人事部、
コンプライアンス統括部、リスク統括部、
CS企画推進部、海外業務部

2 多様な人権を守るために

同和問題、在日外国人問題への取り組み

当グループは、同和問題への対応を、人権啓発推進にあたっての特に重要なテーマとしてとらえています。2012年度も、東京人権啓発企業連絡会等の社外の知見を踏まえながら、同和問題への理解を深め、新人研修をはじめとした各種研修や啓発活動を通じ、偏見や差別意識の徹底した排除に取り組んでいます。

また、在日外国人問題に関しては、三井住友信託銀行の全店舗で実施した職場内人権啓発研修において、2012年7月9日から新たに施行された在留管理制度を採り上げ、窓口での本人確認の場面などを想定し、本人確認書類の取り扱いやプライバシーの尊重など、外国人の人権への配慮を周知しました。

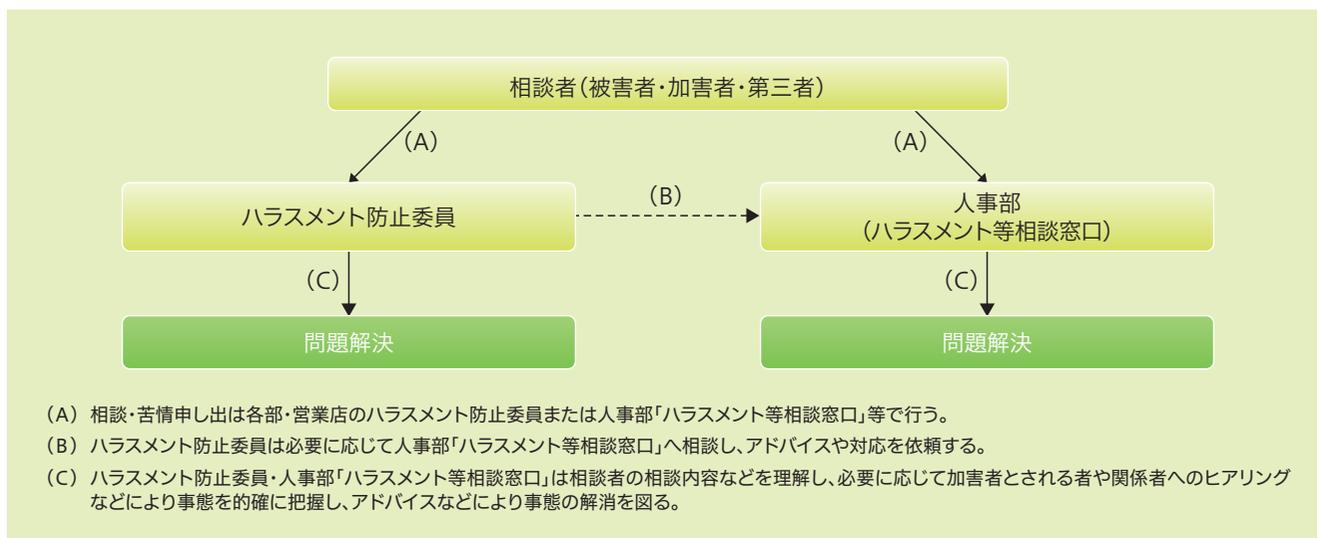
セクシュアルハラスメントおよび パワーハラスメントの防止活動

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントといった行為は、個人の人格および人権を傷付ける行為であり、当

グループでは厳禁としています。特にセクシュアルハラスメントについては、厳格に禁じています。また、パワーハラスメントについては、2012年1月30日に厚生労働省より公表された「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」を踏まえ、上司から部下に対して行われるものだけではなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してのものまで、職場の優位性に基づくハラスメント全てをなくしていくことに努めています。万一、ハラスメントが発生した場合には、相談・苦情については各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「ハラスメント等相談窓口」が相談・苦情の申し入れ窓口となり、被害者から相談があった場合には、担当者が行為の具体的態様、当事者同士の関係、被害者の対応などについて、関係者へのヒアリングなどを行って総合的に調査し、ハラスメントの加害者には懲戒など厳正な処分を行います。

なお、ハラスメントについては、職場内人権啓発研修をはじめ、新人研修や各種階層別研修においても採り上げて啓発活動を継続的に実施し、全社員への周知・啓発を図っています。

ハラスメントに関する相談・苦情受付、事後処理体制



海外拠点での取り組み

海外拠点については、派遣している社員向けに国内で行っている職場内人権啓発研修と同じ研修を実施するとともに、国内と同じ「人権啓発ツール」を発信し日頃から人権意識の維持・向上を図っています。また現地スタッフ向けには、各国の実情に応じて、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止に向けた研修を実施しています。

ダイバーシティの推進

女性の登用と支援

当グループは、「個々人の持てる力を最大限に生かすために、能力に応じた適材適所の配置を進めていく企業」として、管理職登用に関しても能力本位で決定しています。三井住友信託銀行では、2012年4月現在、部長級以上役員未満の女性は3人、課長級以上部長級未満の女性は77人、係長級以上課長級未満の女性は214人となっています。

女性の課長以上の登用を積極的に進めていくにあたり、課長未満の女性社員向けに主体的なキャリア形成とネットワーク構築を目的とした研修を実施してきました。今後は、社内外の人材交流や業務遂行上の課題の共有と解決の仕組みとして、女性課長クラスとリーダークラス間の情報交換会を設置しており、今後も継続的に実施していく予定です。

また、仕事と家庭の両立支援の観点から、出産・育児・介護などのライフイベントに応じた柔軟な働き方を選択しやすい各種制度の整備と職場風土の醸成に努めています。

障がい者雇用

当グループでは、働くことを希望する障がいのある方々の雇用に取り組んでおり、2012年9月30日時点の障がい者雇用率は、現行法定雇用率(1.8%)を上回る1.95%となっています。また2013年4月1日からは障がい者の法定雇用率が2.0%に引き上げられることから、新雇用率の達成に向けて、当グループ全社において障がい者の採用活動を積極的に行っています。そして、障がい者が、より働きやすい職場づくりも進めています。

高齢者の継続雇用

当グループでは、一定の基準に達する定年退職者について、希望に応じ65歳までの雇用機会を提供する継続雇用制度(エルダーパートナー制度)を整備しています。2012年11月1日現在、本制度を利用して定年後も勤務している社員は575名となっており、最近では定年に達した社員の約90%が本制度を利用するようになっています。

従業員の状況

		合計(男女計)	うち男性	うち女性
従業員数	2010年度	12,461人	6,029人	6,432人
	2011年度	13,172人	6,645人	6,527人
平均年齢	2010年度	40.9歳	42.9歳	39.0歳
	2011年度	41.4歳	43.2歳	39.7歳
勤続年数	2010年度	11.3年	12.7年	9.6年
	2011年度	12.0年	13.7年	10.3年

※ 旧中央三井信託銀行、旧住友信託銀行の合算

障がい者雇用率推移

	2010年度	2011年度
該当者数	93人	177人
障がい者雇用率	2.08%	2.01%

※ 旧中央三井信託銀行、旧住友信託銀行の合算

社員と三井住友トラスト・グループ

金融機関にとって人材は最大の財産です。当グループでは、人材育成プログラムの充実、適切なワーク・ライフ・バランスを可能にする職場環境づくりなどを通じて、当グループの成長だけでなく、社会の持続的発展に貢献できる人材を育成しています。



1 働きやすい職場環境づくりの推進

ワーク・ライフ・バランス実現のための取り組み

当グループでは、社員が安心して働き、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。具体的には、出産・育児については、子どもが2歳になるまで取得可能な育児休業に加え、父親の育児休業、年間10日まで(対象となる子が二人以上の場合)の子どもの看護休暇制度、妊娠中および小学校3年生を修了するまでの子と同居し養育する場合に適用される短時間勤務制度、時間外勤務・深夜勤務の免除など、安心して子育てができる環境を整えています。また、介護については、年間10日まで(対象家族が二人以上の場合)の介護休暇制度、最長1年間の介護休業制度や最長2年まで(対象家族一人当たり)の短時間勤務制度を設けています。

このほか、家族の絆・コミュニケーションを深めることや、「社会で働く」ということについて家族で考えるきっかけとすることなどを目的として、社員の家族を対象とした参観を実施しています。



2012年度 家族参観日の模様

また、当グループは、「次世代育成支援対策推進法」第13条に基づく行動計画の目標達成などにより「基準適合一般事業主」に認定され、“子育てサポート認定事業主マーク”(愛称「くるみんマーク」)を取得しています。



労働環境の改善に向けて

当グループでは、労働環境の改善に向けたさまざまな取り組みを行っています。具体的には、業務効率化と時間管理の徹底による時間外労働の削減を進めています。また、長期休暇の取得促進、早帰り月間・定時退社週間などを実施し、総労働時間の縮減に努めています。

社員の健康管理

当グループでは、社員の健康管理と健康増進を図るため、各事業所に産業医・衛生管理者(衛生推進者)を設置し、きめ細かい健康管理指導を行っています。また、年1回の定期健康診断を実施し、社員およびその家族に対しても、健康保険組合を通じて人間ドックなどの受診補助を実施しています。

さらに、企業内診療所などにおいてメンタルカウンセリングタイムを設けているほか、健康保険組合では、電話による無料健康相談なども実施しています。また、管理監督者に対しては、研修などを通じて社員の健康管理の重要性についての認識を高める活動を行っています。

2 社員のキャリア形成を支援する仕組み

募集・採用

採用ホームページでは、当グループの人事制度の特徴をはじめ、「信託」の仕組みや意義、各事業の業務内容を分かりやすく説明しているほか、社員のインタビューを掲載するなど、当グループで働く人たちの等身大の姿に多く触れられるように工夫を凝らしています。

2013年度の新卒採用活動では、ホームページを活用してエントリーした人数が46,386人を超えるなど、年々エントリー数は増加しています。

	2010年度*	2011年度*	2012年度
新卒採用者数	434人	314人	312人
男性	176人	122人	130人
女性	258人	192人	182人

※ 旧中央三井信託銀行、旧中央三井アセット信託銀行、旧住友信託銀行の合算

キャリア形成を支える人事制度と人事運営

当グループでは、社員のキャリア形成を推進する「コース制」を導入しています。コースは、転居・転勤の有無や、対象とする業務などによってGコース・Aコースの二つがあります。

また、各コース社員を業務能力レベルに応じて四つの職群にランクする全コース共通の枠組みを設け、年齢や性別に左右されない人事運営を推進しています。

業務公募制度

社員自身による主体的・自立的なキャリア形成を推進するために、公募制度を設けています。これは、希望者が人事部に直接応募し、選考を通過すれば実際にその業務・事業の部署に異動できる制度となっています。

本人参加型の人材評価制度

当グループにおける人材評価制度は、「本人参加型」としており、期初に上司とすり合わせて策定した課題の達成状況の評定とフィードバックを通じ、人材を評価しています。

人材育成・能力開発

当グループの人材育成・能力開発は、OJT[※]をその基本としていますが、併せて業務スキルやマネジメント能力などの向上を目的とした集合研修や、自己研さんを促すための自己啓発についても数多くの選択肢を整備しています。その一つとして、2012年5月、「SMTBユニバーシティ」を設立しました。SMTBユニバーシティは、全社員の能力底上げや高度な専門性の習得、戦略的人材育成を目的とする全社横断的なプログラムで、階層別・事業別・目的別に研修や勉強会等を実施しています。

※ On-the-Job-Trainingの略：職場内での上司・先輩が、部下に日常の仕事を通じて、必要な知識・技能・仕事への取り組みなどを教育すること。

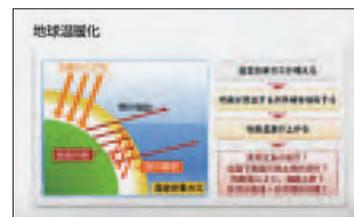


CSRを推進する人材の育成

新入社員研修のカリキュラムにCSRを組み込んでおり、当グループのCSRの基本的な考え方や、取り組みの意義などについて講義を行っています。

e-ラーニングによる環境教育

当グループは、サウスタワービル、府中ビル、千里ビルを対象としてISO14001の認証を取得しました。この認証取得に伴い、三井住友信託銀行では支店を含む全社員がe-ラーニングによる環境教育を履修することを義務付け、環境問題の基礎や法規制、自社の取り組み、および生物多様性問題などの最先端の知識の習得に努めています。



環境負荷低減に向けた取り組み

当グループは、環境マネジメントシステムの枠組みを活用し、日常業務において生じる環境負荷を低減するとともに、業務効率の改善につながる取り組みを推進しています。



環境マネジメントのさらなる推進とグループ展開

三井住友トラスト・グループは、三井住友信託銀行の誕生に合わせて環境マネジメント運用体制を再構築するとともに、グループ全体の環境への取り組みを進めました。当グループは、本業による環境問題の解決への貢献と事業活動による環境負荷の低減を環境マネジメントの両輪と位置付け、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たしていきます。



新本店ビル屋上に設置した太陽光発電設備

■ 環境方針

1. 商品・サービスの提供

私たちは、「地球環境の保全」、「持続可能な社会の実現」に貢献する商品・サービスのお客様への提供を通じ、社会全体の環境リスクの低減・環境価値の向上に取り組めます。

2. 環境負荷の低減

私たちは、事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源、資源循環の取り組みを通じ、環境保全・持続可能な社会の実現に努めます。

3. 汚染の予防

私たちは、環境に関する対応の継続的な検証と改善に努め、汚染の予防に取り組めます。

4. 法令等遵守

私たちは、環境保全に関連する諸法令・規則及び各種協定を遵守します。

5. モニタリング

私たちは、環境に関する短期、中長期の目標を設定し、定期的に見直しを行い、取り組みの継続的な改善に努めます。

6. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本方針の徹底と環境教育に努めます。

7. 情報公開

私たちは、本方針を一般に公開し、社外とのコミュニケーションを通じた環境保全活動の推進に努めます。

※ 気候変動対応行動指針(18頁参照)、生物多様性保全行動指針(22頁参照)は、本環境方針を踏まえた具体的な行動指針として定めています。

1 事業活動と環境負荷

主な活動項目と目標

当グループは環境方針を踏まえ、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得した府中ビル、千里ビル、取得予定の本店ビルの3拠点において環境目標を設定し、実施計画を策定しており、実績値を測定した上で定期的な見直しを行い、取り組みの継続的な改善を目指しています。なお、本社機能をサウスタワーから本店ビルに移転させたため、本店ビルの目標を新たに設定し直しました。

紙の使用については、本店ビルは2012年度使用量を基準として年ベースで10%の削減を掲げ、2013年度末までに一人当たり15%削減することを目標としています。府中ビルと千里ビルはいずれも、2012年度末までに15%、2013年度末までに20%の削減(2008年度比)を目指します。

電力の使用については、本店ビルは2012年度を基準として、当面は年ベースで1%の削減を目標とします。府中ビルと千里ビルは、2012年度末までにそれぞれ4%、6%の削減(2010年度比)を目指しています。

廃棄物の排出については、本店ビルは2012年度を基準として2013年度末までに15%の削減を目指し、府中ビル

と千里ビルはいずれも2012年度末までに15%、2013年度末までに20%の削減(2008年度比)を目指します。

本店では環境負荷の少ない備品の購入も進めており、文房具のグリーン調達比の目標を91%に設定しています。また、エコ・トラステーション(18~27頁参照)を踏まえた環境金融事業の計画も策定しています。

外部審査員による指摘事項

当グループは2012年1月、サウスタワービル、府中ビル、千里ビルの3拠点で、ISO14001の更新審査を受け、①環境不動産推進チームで、新たなビジネスモデルになり得る革新的な活動を推進している、②業務推進部で、共通目標である「紙の削減」で35%減の実績を残した(2011年度上半期)、③千里ビルの三井住友トラスト・ビジネスサービス集中事務第二部で、部員全員に「環境ISOアンケートおよび自己チェック」を実施し、認知度が低い環境配慮活動の実施手順を周知した点が評価されました(詳細は下表参照)。

一方、紙の削減目標を達成するための方法が一部部署で前年と同じ内容だったこと、「環境マネジメント実施計画書」に基づく活動結果について、目標達成項目に対する原因分析が不十分だったことについては、改善を検討するよう指摘がありました。

主な活動項目と目標値

活動項目	2011年度*1		2012年度*2		2013年度*2	
	目標値*3	実績値*3	目標値*4	実績値*4	目標値*5	実績値*5
紙の使用	10%削減	10%削減	府中ビル、千里ビル 15%削減 本店ビル 10%削減	府中ビル、千里ビル 20%削減 本店ビル 15%削減	府中ビル、千里ビル 20%削減	府中ビル、千里ビル 20%削減
電力の使用*6	8%削減	8.5%削減	府中ビル 4%削減 千里ビル 6%削減 本店ビル 1%削減	府中ビル 4%削減 千里ビル 6%削減 本店ビル 1%削減	策定中	策定中
廃棄物の排出	10%削減	3.3%削減	府中ビル、千里ビル 15%削減 本店ビル 10%削減	府中ビル、千里ビル 15%削減 本店ビル 10%削減	府中ビル、千里ビル 20%削減	府中ビル、千里ビル 20%削減
グリーン調達の実施	91%	84%	91%	91%	91%	91%
環境関連商品の拡販						
オフィスにおける環境配慮活動						

*1 ISO認証取得サイト(サウスタワービル、府中ビル、千里ビル)の目標値と実績値

*2 ISO認証取得サイト(府中ビル、千里ビル)と認証取得予定の本店ビルの目標値

*3 紙、廃棄物は2008年度比、電力は2010年度比

*4 府中ビル、千里ビルは2008年度比、本店ビルはみなし年間使用量比みなし年間使用量比

*5 府中ビル、千里ビルは2008年度比、本店ビルは2012年度比

*6 電力使用量は電力需給対策への対応、設備利用形態の変更のため単年度ごとに目標を設定

外部審査員による指摘事項

指摘事項 (評価できる点)	指摘事項
	環境事業推進の一環として新設された環境不動産推進チームでは、新たなビジネスモデルになり得る革新的な活動を推進しており、さらなる成果が期待できました。
	「環境マネジメント・システム実施計画書」の具体策欄は、業務プロセスの重視と関連部署との協働による経営資源の前向きな投資を含むものであり、部内の周知活動も良好。合併後に予想される大量事務作業の克服にもさらなる波及効果が期待できるものでした。
	千里ビルでは、情宣活動として2011年11月に全員に対して「環境ISOアンケートおよび自己チェック」を実施していました。EMS導入からほぼ3年が経過した時点での認識の再確認として有効な活動と評価されます。
改善の機会	共通目標である「紙の削減」のために「環境マネジメント実施計画書」に記載された達成手段には一部の部署では前年同様の記載にとどまり、前年以上の成果につながるかの懸念がありました。
	「環境マネジメント実施計画書」に基づく活動結果は分析・総括される仕組みが機能していません。未達幅が大きかった場合には適正な原因分析が行われていたが、超過達成時にはコメントは少ない状況でした。達成の幅が大きい場合にも他部門への水平展開の可能性や予期せぬ努力外の内外要因の潜在等動案、原因分析の仕組みを組み込むことに検討の余地があります。

環境パフォーマンス

当グループでは、事業活動で使用するエネルギーや紙などのインプットと事業活動から排出するアウトプットの双方の環境負荷を低減することに努めています。統合後の三井住友信託銀行の国内拠点を集計した環境パフォーマンスは下表の通りです。

2011年度のCO₂排出量は3万9,309トンで、前年度(4万5,541トン)から13.7%の大幅減となりました。電力使用量については、冷房の28℃設定や空調の稼働時間設定などに取り組み、前年度(95,432千キロワット)比で10.4%減の85,480千キロワットになりました。ガス使用量については、7～9月に厨房や研修棟を使用停止したことなどから1,087千立方メートルと前年度(2,012千立方メートル)から半減し、水の使用量も前年度の19万9,939立方メートルから15万900立方メートルに減りました。廃棄物については、分別回収の徹底や再資源化可能な製品の再資源化の促進などを進めており、総排出量は前年度(1,882トン)から6.2%減の1,766トンになりました。

一方で紙使用量は、用度品やパンフレット類では在庫管理を厳格化するとともに作成費用や廃棄費用の管理徹底などを

実施しましたが、経営統合の影響が大きく、前年度(898トン)から10.5%増え、992トンになりました。今後、大量に紙を使用している部門を特定して具体的な削減対策を個別に指導するとともに、より多くの部門で、すでに成果を出している印刷機の在庫管理や発注方法の変更を拡大していく方針です。

CO₂の排出量が多い府中ビルでは、東京都の環境確保条例に基づき温暖化ガス排出量削減対策のため、2011年度に高効率熱源システムへの更新、電算室基準空調機の外気冷却時における加湿蒸気の抑制など抜本的な省エネ、省CO₂対策を実施しました。一方で設備導入後に東京電力管内で実施された夏季の節電対応のため、6月から9月においては省エネ、省CO₂目的で導入した電気式の空冷ヒートポンプチャラーをメインとした運用から、電力使用のピークカットを目的としたガス炊きの冷水発生機をメイン機とした運用に変更せざるを得ず、当初計画したの省CO₂効果(1,070t-CO₂)に対して、設備更新による効果は563t-CO₂にとどまりました。運用変更は節電には大きな効果をもたらしましたが、省エネ、省CO₂の効果は達成できませんでした。今後も、電力需給バランスや温暖化対策の双方に対応したバランスのとれたエネルギーマネジメントに努めます。

環境パフォーマンス(国内拠点)

使用量(インプット)	単位	2009年度			2010年度			2011年度		
		旧中央三井TH	旧住友信託	合計	旧中央三井TH	旧住友信託	合計	旧中央三井TH	旧住友信託	合計
総エネルギー投入量	GJ ^{※4}	481,021	600,189	1,081,210	490,638	616,514	1,107,152	414,189	563,803	977,992
電力使用量	千kWh	42,477	51,700	94,177	42,821	52,611	95,432	36,819	48,661	85,480
ガス使用量	千m ³	690	1,248	1,938	675	1,337	2,012		1,087	1,087
ガソリン使用量 ^{※1}	kl	58	616	674	55	619	674	56	628	684
紙投入量 ^{※2}	t	432	531	963	377	521	898	445	547	992
うち再生紙	t	53	332	385	0	338	338	61	315	377
水使用量	m ³	129,709	71,610	201,319	128,274	71,665	199,939	102,747	48,153	150,900

排出量(アウトプット)	単位	2009年度			2010年度			2011年度		
		旧中央三井TH	旧住友信託	合計	旧中央三井TH	旧住友信託	合計	旧中央三井TH	旧住友信託	合計
CO ₂ 排出量	t・CO ₂	20,686	25,211	45,897	19,597	25,944	45,541	16,509	22,799	39,309
廃棄物等総排出量 ^{※3}	t	1,265	812	2,077	1,158	724	1,882	1,026	741	1,766
紙排出量 ^{※3}	t	1,009	592	1,601	857	503	1,360	860	500	1,360
うち再利用量	t	967	592	1,559	831	503	1,334	809	500	1,309
リサイクル率	%	96	100	97	97	100	98	94	100	96
その他廃棄物排出量 ^{※3}	t	1,189	176	1,365	1,091	170	1,261	166	240	406
うち再利用量	t	1,000	144	1,144	921	143	1,064	50	157	207
リサイクル率	%	84	82	84	84	84	84	30	65	51

・集計期間：2011年4月1日～2012年3月31日

※1 一部の店舗を除く ※2 コピー用紙、コンピュータ用紙が対象 ※3 主要拠点ビル

※4 GJ:ギガジュール ギガ(giga)は10億。ジュール(joule)はエネルギー・仕事量・熱量の国際単位。

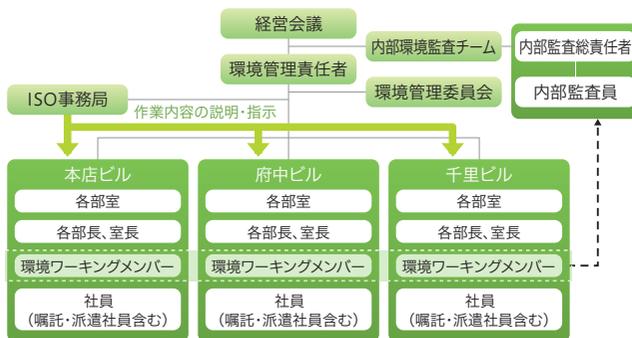
2 環境マネジメント体制

統合に伴う環境マネジメント運用体制の再構築

当グループでは2009年3月、エネルギー使用量の多い3拠点で環境マネジメントシステム(EMS)の国際規格であるISO14001の認証を取得し、環境への取り組みを経営戦略に組み込んだ、より実効性の高い環境活動を推進してきました。2012年1月には認証取得から3年目の更新審査を受審し、組織のEMSが適正に維持されているとして、登録が継続されました(審査での指摘事項は49頁参照)。

2012年4月の三井住友信託銀行の発足に合わせ、当初制定した環境マネジメントシステム運用規則を改定しました。各部のISOワーキングメンバーの内部研修を実施するとともに、e-ラーニングを全社員が受講し(47頁参照)、グループを挙げてEMSの継続的な実施・改善に取り組んでいきます。

環境マネジメント運用体制



新本店のサイト認証に向けた取り組み

2012年1月に竣工した新本店ビルは、設備やビル管理がサウスタワービルと異なること、また、新本店ビル所在の組織構成が変更され、かつ規模が拡大したことから、2012年度上期はビルの運営状況、環境側面の把握に努めました。従来から培ってきたノウハウを活用したEMSの運用を新本店ビルでも継続しており、2012年度内に新本店ビルをISO14001の認証サイトに追加する予定です。

グループ会社における取り組み

グループ会社の三井住友トラスト・パナソニックファイナンスにおいても環境マネジメントシステムを構築して環境への取り組みを推進しています。同社は「環境にかかわるさまざまな課題に事業を通じて取り組むこと」を重要なCSR活動の一つとして位置付けています。具体的には社内のEMSを構築して、省エネ、コピー用紙の削減に取り組みました。CO₂や廃棄物の排出量の環境負荷測定の体制を整備し、今後は削減対策の実行に注力します。また、リース会社特有の取り組みとして、リース満了品の売却やNPOへの寄贈による再利用の促進、産廃処理の委託先の現地確認などを行うとともに、本業で環境保全に貢献することを目的として環境配慮型リース・ファイナンス業務を強化しました。

環境省が制定したEMSの認証制度である「エコアクション21」を、2012年3月に取得しました。同年8月には活動内容をまとめた環境レポートを発行しています。

なお、本店ビル、府中ビル、千里ビルの3拠点に所在するグループ各社はEMSの枠組みの中で環境への取り組みを行っています。



エコアクション21の認証・登録証

公正な事業遂行の取り組み

当グループは、インサイダー取引規制違反に関する事態を踏まえ、管理態勢の強化と再徹底を行い、信頼の回復を図ります。また、反社会的勢力との取引排除、金融機能の不正利用の防止等、金融機関に対する社会的要請に対し、グループ全体としての確に対応していきます。



インサイダー取引防止

当グループでは、インサイダー取引を二度と発生させないため、冒頭に記載の通り、組織体制の強化・見直し、コンプライアンス意識の醸成、企業風土の構築や倫理観の浸透、再発防止策の進捗・定着状況のモニタリングなどを厳格に実施します。

マネー・ローンダリング※等防止態勢

当グループは、本人確認や疑わしい取引の届出等の対策を的確に実施するため、各種の態勢を整えています。例えば三井住友信託銀行では所定の研修を実施し、社員の知識の継続的な維持向上を図っています。

※ マネー・ローンダリング(資金洗浄)とは、麻薬密売などの犯罪収益を金融機関口座や金融商品間で転々とさせ、不正な資金の出所を隠すことをいう。テロリストや振り込め詐欺犯人等も、金融機関口座等の不正利用を行う場合がある。金融機関は、このような金融サービスの不正利用を防止する必要があり、これをマネー・ローンダリング等防止対策と称している。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力とは暴力団や暴力団員のみでなく、これらに関係する個人や企業等、市民生活の秩序や安全に脅威を与える者・集団を指します。当グループでは、行動規範(バリュー)等において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを定めて社内外に宣言しており、反社会的勢力との取引防止のため、各種取引における調査やシステムチェック等の体制を構築しています。また、融資や受信等の各種取引に暴力団排除条項を導入しています。これは、反社会的勢力に取引を躊躇させ、また、取引開始後に反社会的勢力と判明したときに取引を解消させる契約上の根拠付けとなるものです。

外部委託先との公正な取引

当グループでは外部の業者に業務を委託する場合、当

グループのお客さまや当グループが不測の損失を被るリスクを適切に管理するための規則を定め、サービスの質や存続の確実性等の問題点を認識し、委託した業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する業者に委託するための措置を講じています。

また、反社会的勢力との取引を防止し、反社会的勢力の介入を排除するため、新規契約開始前および定期的に外部委託先が反社会的勢力でないことを確認しています。

利益相反※管理の取り組み

当グループは、適切に利益相反管理を行うため、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および統括者を設置し、当グループ全体において利益相反管理を的確に実施するための態勢を整備しています。統括部署および統括者は、当グループの利益相反管理の有効性について定期的に検証を行い、継続的に改善を図っています。また、定期的に研修・教育を行い、周知・徹底を図っています。

※ 利益相反とは、当グループとお客さまとの間で利益が相反する状況、または当グループのお客さま相互間で利益が相反する状況をいう。

振り込め詐欺の未然防止への取り組み

三井住友信託銀行では、社会全体の要請に応え、お客さまに安心してご利用いただくために、支店の店頭にてこまめにお客さまにお声掛けするなど、日頃より振り込め詐欺の未然防止に取り組んでいます。

その継続的な取り組みにより、2012年(10月末現在)も千葉、池袋、横浜、三軒茶屋、越谷の各支店で振り込め詐欺を未然に防ぎ、3店では未然防止に貢献した功績に対し、地元警察から感謝状を授与されました。



戸部警察署より感謝状を授与(横浜支店)

お客さまから信頼をいただくための取り組み

金融機関には、お客さまに商品の仕組みやリスクを適切かつ十分にご説明し、ご理解いただくことが強く求められています。また、顧客情報の管理やお客さまの満足度を高めることも一層重要となっています。当グループは、こうした課題達成のためにさまざまな取り組みを進めています。



1 顧客保護等管理

基本的な取り組み方針

従来よりも複雑な仕組みや特徴を持つ金融商品が増加するなか、金融機関には、その商品の仕組みやリスクなどをお客さまに適切かつ十分にご説明し、ご理解いただくことが強く求められています。また、お客さまからの苦情や要望などに対する適切な対応や、顧客情報の適切な管理の重要性も一層高まっています。

こうしたなか、当グループは顧客保護等を経営上の最重要課題の一つと位置付け、当グループに対するお客さまの期待と信頼に応えるため、グループ各社の顧客保護および利便の向上に向けた基本方針を「顧客保護等管理規程」において定めています。また、これらを遵守し、誠実かつ公正な企業活動が遂行できるよう、チェック体制・推進体制を整備しています。これらの整備を通じて、課題や問題点などに対して自己規律に基づき適切に対処できるよう各種取り組みを進めています。

グループ各社においては、三井住友トラスト・ホールディングスが定めた基本方針に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切な顧客保護等管理体制を整備しています。

取り組みの概要

お客さまへの適切な情報提供

三井住友信託銀行では、お客さまに対する金融商品・サービスの提供にあたり、お客さまの知識、経験、財産の状況および取引を行う目的を踏まえ、お客さまの理解と納得が得られるよう適切かつ十分な説明を行っています。

具体的には、金融商品の勧誘や販売に関する方針を店

頭やホームページで公表しているほか、適合性原則[※]の徹底や適切な情報提供などを定めた顧客説明マニュアルの作成による社内規則の整備、さらに研修の充実などを通じて、お客さまの立場に立った適正な金融商品の勧誘・販売を徹底しています。

特に、リスク商品取引については、ご高齢のお客さまへの説明が適切に行われているかモニタリングを行い、必要に応じ勧誘ルールの見直しを行います。

[※] 顧客の知識、経験、財産の状況、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、不適当な勧誘を行ってはならないという規制。

顧客情報管理

当グループは、お客さまの個人情報の保護に万全を期するための取り組み方針として個人情報保護宣言を定めているほか、お客さまの情報を適切に管理し、グループ内でお客さまの情報を共同利用する場合には、個人情報保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他関連法令等に従い、適切に対応するようにしています。

顧客サポート等管理

お客さまからの相談・苦情等に対し誠実かつ迅速に対応し、可能な限りお客さまの理解と納得を得て解決することを目指すとともに、「お客さまの声ポータル」の活用により、発生原因の把握・分析を行い、お客さまの利便性向上のため、業務改善に向けた取り組みを行っています。

外部委託管理

業務の外部委託を行う場合には、業務遂行の的確性とともにお客さま情報の適切な管理等お客さま対応の適切性が確保されるよう、外部委託先の運営状況の確認、評価を通じたモニタリングを行っています。(52頁参照)

2 お客さま満足向上への取り組み

基本的な取り組み方針

情報化社会の進展などにより、お客さまがご自身の判断で、自由に取引金融機関を選ぶことができるようになり、金融機関が提供するサービスには、より高い水準が求められています。このような時代の要請に応えるべく、当グループでは商品・サービスの改善を継続的に進め、お客さまにお選びいただける金融機関でありたいと考えています。

当グループは、高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまに総合的な解決策を迅速にご提供してまいります。また、「お客さま本位」を徹底し、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神を持って、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

取り組みの概要

お客さまの声を反映する仕組み

三井住友信託銀行では、全国の営業店やテレホンセンター、ホームページに寄せられる「お客さまの声」のほか、各支店に備え置く「お客さまの声アンケート」により、多くのご意見・ご要望を頂戴し、より良い商品・サービスの提供へつなげています。

社員のCS意識向上のための取り組み

三井住友信託銀行では、社員一人一人が日頃からお客さま本位のサービスを実践できるよう、教育・研修に注力しています。



CS講演会の様子

<主な教育・研修内容>

- CS講演会の開催：テーマパークや航空会社など、異業種の方を講師としてお迎えし、社員向けの勉強会を実施しています。
- 新入社員研修：あいさつの仕方など一般のビジネスマナーのほか、お客さまの立場に立った対応とはどういうことか、といったことを題材にディスカッションを行っています。
- 接客対応ロールプレイング等の実施：接客対応のロールプレイングを実施し、対応スキルの向上を図っています。また、ご高齢のお客さまの日常生活動作を体験することで、サービスの改善を目指す、「高齢者疑似体験セミナー」の受講を行っています。
- CSに関する情報の共有：各営業店におけるCS活動の好事例や、お客さまからいただいたお褒めの言葉などを、イントラネットを通じて情報共有しています。

バリアフリー・ご利用いただきやすい 店舗環境の整備

三井住友信託銀行では、どなたにも安心してご利用いただける営業店環境を目指して、さまざまな取り組みを実施しています。

例えば、目が不自由なお客さまにも円滑にお取引いただけるよう、「視覚障がい者対応ATM」や「誘導用点字ブロック」の設置・導入を進めるとともに、預金や借入れなどに関する代筆・代読に対応した社内手続きを定めています。

また、聴力の弱いお客さまに、より安心してご利用いただけるよう、全営業店に「耳マーク表示板」「補助犬同伴可ステッカー」を掲示するほか、「筆談ボード」「助聴器」「コミュニケーションボード」を窓口に設置しています。



金融円滑化への取り組みについて

三井住友信託銀行では、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業者等金融円滑化法）を踏まえ、金融の円滑化に関する基本方針を定めました。

お客さまからの新規借入や条件変更などのお申し込みには、個別事情をきめ細かく把握し、適切な審査を実施し、必要に応じ他の金融機関などと緊密な連携の上、迅速な検討・回答に努めます。やむを得ずお断りする場合は、お客さ

まにご理解・ご納得をいただけるよう、具体的かつ丁寧な説明を行います。金融円滑化に関する苦情やご相談については、各営業店のほか専用フリーダイヤル等で受け付けています。

また、基本方針に基づき適切な管理運営を図るため、金融円滑化管理担当役員、金融円滑化委員会、金融円滑化管理責任者を設置し、金融円滑化に係る関連部署を含め、役割を定めています。

三井住友トラスト・グループの個人情報保護宣言

わたくしたち、三井住友トラスト・グループは、お客様や株主様の個人情報の保護に万全を期するため下記の取組方針を定め、これを遵守することを宣言いたします。

記

1. 関係法令等の遵守

当グループ各社は、個人情報の保護に関する法律、主務官庁のガイドラインやその他の規範を遵守いたします。

2. 適正取得

当グループ各社は、お客様の個人情報を業務上必要な範囲で適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 利用目的

当グループ各社は、個人情報の利用目的を通知または公表し、法令に定める場合を除いて利用目的の範囲内において利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

4. 委託

当グループ各社は、個人情報の取扱いを委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先を適切に監督いたします。

5. 第三者への提供

当グループ各社は、法令で定める場合を除き、お客様からお預かりしている個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

ただし、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合、別途定める特定の者との間で共同利用する場合は、お客様の同意をいただくことなく、お客様よりお預かりしている個人情報を第三者に提供することがあります。

6. お客様からのお問い合わせ等への対応

当グループ各社は、個人情報の開示・訂正等の手続きを定め、個人情報の取扱いについてのご質問・ご意見や内容照会・訂正等のお申し出につきまして迅速かつ確に対応いたします。

7. 安全管理措置

当グループ各社は、個人情報の管理にあたっては、漏えい等を防止するため組織面、人事面、システム面でそれぞれ適切な安全管理措置を講じ、個人情報保護に必要な責任体制を整備いたします。

8. 継続的な改善

当グループ各社は、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを継続的に見直し、改善に努めます。また、すべての役員・社員が個人情報保護の重要性を理解し、個人情報を適切に取扱うよう教育いたします。

Materiality 3

信頼を高め 事業基盤を 堅固にする CSR活動

和歌山県田辺市天神崎は、日本におけるナショナル・トラスト活動の草分けの地です。2012年10月、天神崎田辺第三小学校の5年生の生徒は、公益財団法人「天神崎の自然を大切にする会」の玉井済夫氏から天神崎の自然が育む生き物について学びました。当日の風景はGreen TVが映像に収め、後日、三井住友信託銀行社員が先生となったクラスルームでの授業で学習教材として利用しました。

共通価値の創造

企業が推進する社会貢献のテーマはさまざまですが、当グループは、①環境・生きもの応援活動、②サクセスフル・エイジング支援活動、③地域・社会貢献活動の三つの活動を中心に取り組みを強化しています。こうした取り組みが追求する社会的価値は、当グループの事業とは直接関連性のないものも含まれていますが、地道な活動を続けることでお客さまや地域社会からの信頼を高め、結果的に当グループの事業基盤を堅固にするものと考えています。



全国での活動

三井住友信託銀行では、全国各地の営業拠点を中心に、地域社会に貢献し、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、地域に根ざした社会貢献活動を展開しています。三井住友信託銀行は、このような取り組みを“With You 活動”と呼んでおり、①環境・生きもの応援活動、②サクセスフル・エイジング支援活動、③地域・社会貢献活動の三つを特に重視して推進しています。



Materiality1

甲信越・北陸 ●



県のライトアップ企画に協力

地域・社会貢献活動



福井支店は、2012年11月、福井県のテーマ企画「光福(人を幸せにする光)」に協力し、ビルをライトアップしました。戦前に建築された支店ビルは、有名デザイナーの電飾で幽玄の雰囲気を出し、道行く人の目を楽しませました。

山陽・山陰 ●



鳥取砂丘一斉清掃

地域・社会貢献活動



鳥取砂丘の景観を守る「鳥取砂丘一斉清掃活動」は1980年にスタートした活動で、鳥取支店も2008年から毎年参加しています。この活動には社員だけでなく家族も含めて大勢が参加し、親子で地元貢献に取り組みました。

九州 ●



「ラブアース・クリーンアップ」に参加

地域・社会貢献活動



ラブアース・クリーンアップとは、「地球環境と地域行動」の実践として始まった地球環境美化活動で、市民、企業、行政が協力して海岸や山などの大掃除をするというものです。福岡支店は2005年からこの活動に参加しています。

東海 ●



「元気百歳になる方法」セミナー

サクセスフル・エイジング支援活動



岐阜支店は、「元気百歳になる方法」セミナーを開催し、国際長寿センターの志藤洋子氏に講師としてご講演いただきました。生き生きと幸せに長生きするコツなどのお話に、参加されたお客さまも熱心に耳を傾けていらっしゃいました。

近畿 ●

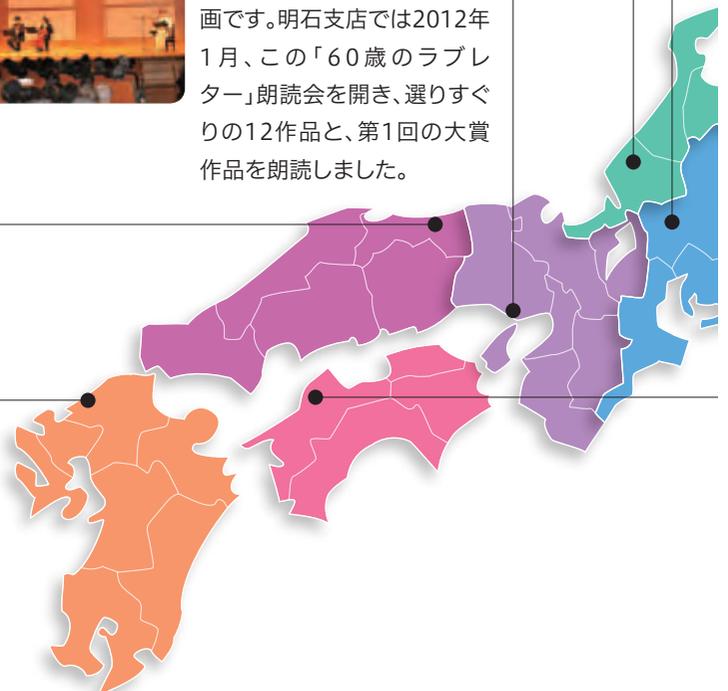


「60歳のラブレター」朗読会

サクセスフル・エイジング支援活動



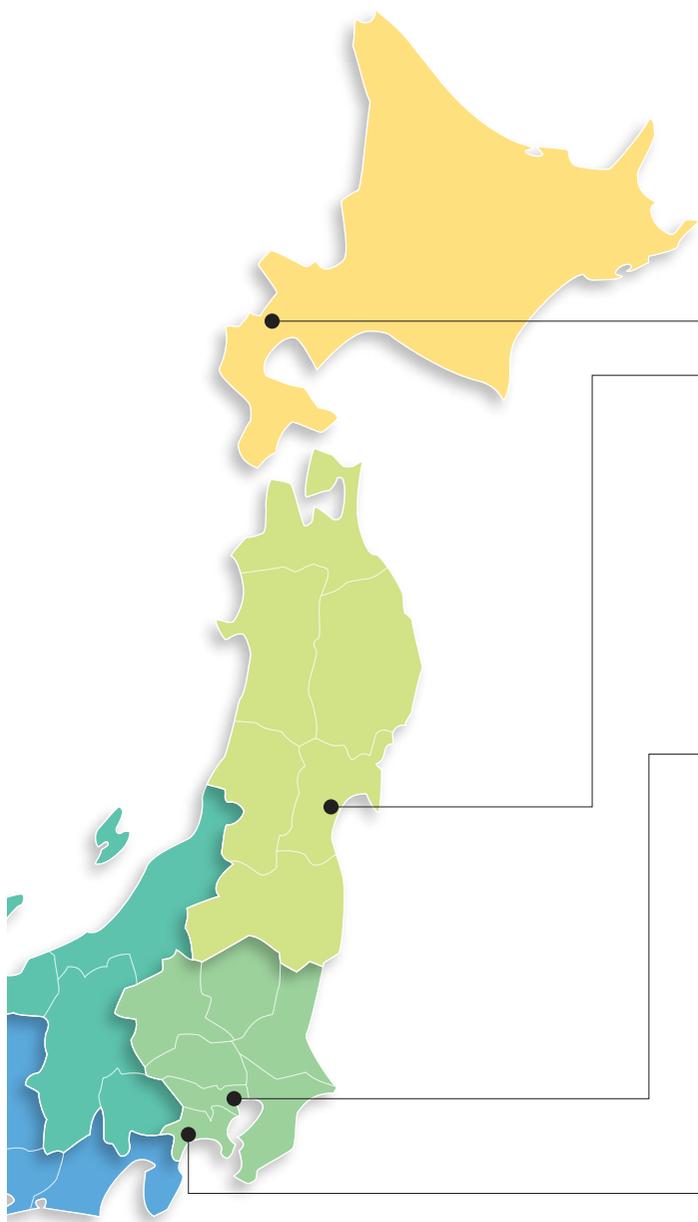
「60歳のラブレター」とは、夫婦間のラブレターをはがき1枚につづっていただく応募企画です。明石支店では2012年1月、この「60歳のラブレター」朗読会を開き、選りすぐりの12作品と、第1回の大賞作品を朗読しました。



Materiality2

Materiality3

WithYou



●北海道



黒松内町ブナ林の下草除去

環境・生きもの応援活動



札幌中央支店、札幌支店は2012年7月、北海道黒松内町のブナの苗床で下草の刈り取り作業を合同で実施し35人が汗を流しました。若見町長をはじめとした黒松内町役場の方々などから大変温かいご指導をいただきました。

●東北



ピンクリボンスマイルウォーク参加

サクセスフル・エイジング支援活動



仙台支店は、乳がんに対する関心を高め、検診への一歩を踏み出してもらうことを目的とする「ピンクリボンスマイルウォーク」の仙台大会に、毎年参加しています。2011年10月の大会では、当グループから約65人が参加しました。

●関東



リサイクル活動(エコキャップ)

環境・生きもの応援活動



本店営業部は、途上国の子どもたちへのワクチン代や震災復興支援に貢献するため、ペットボトルキャップの回収活動を行っています。店舗移転のため一時回収を休止していましたが、2012年6月より新店舗で回収バケツを設置し、再開しています。

●関東



絶滅危惧種のメダカ飼育

環境・生きもの応援活動



小田原市内には、「絶滅危惧Ⅱ類」に指定されるメダカが息絶しています。そこで小田原支店では「メダ課」と通称する特別チームを新設し、店内でメダカを飼育し、情報を発信することで、酒匂川水系のメダカの種の保存に貢献しています。

●四国



小学生を見守り隊!

地域・社会貢献活動



松山支店では、毎週火曜日と木曜日に、登校する小学生の「見守り隊活動」を行っています。社員は信号を守るよう呼び掛けたり、子どもたちとあいさつしたりしながら、不審者が近付かないように見守っています。

海外支店での活動

ロンドン支店では2011年7月、チャリティーイベントとして有名な大会「British10K London Run」に参加しました。東日本大震災の被災者の方々に寄付するため、「完走すること」を条件にスポンサーを募っての参加です。このイベントでスポンサーから集まった281.5ポンド(約3万6,000円)は、イギリス赤十字社を通じて日本の被災者に届けられました。

三井住友信託銀行は、2012年10月、甚大な被害をもたらした大型ハリケーン「サンディ」の被災者の救援や被災地の復旧に役立てていただくため総額5万ドルの義援金を、地域の救援活動機関に寄付しました。それに合わせ、ニューヨーク支店および米国三井住友信託銀行の社員は、義援金マッチング制度による寄付を行うとともに、被災者向けに物資を搬送・配布するボランティア活動に取り組みました。



「サンディ」の被災者に向けたボランティア活動



桃苑村小学校の皆さまと上海植物園見学

上海支店では、地域の子どもたちを対象に環境問題への啓蒙活動に力を入れています。これまで、2010年の中国・上海万博の環境関係のパビリオンの見学イベントや、子どもたちとの植樹などを行ってきました。こうした取り組みは、環境意識の向上に加えて、日中の友好関係を高めることにも役立つものと期待しています。

ピンクリボン運動

当グループは、お客さまを金融面だけでなく、「健康」という面からも応援したいという思いから、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動に取り組んでいます。主な取り組みとして、毎年10月に東京、名古屋、神戸、仙台で行われる乳がん検診啓発イベント「ピンクリボンフェスティバル」(日本対がん協会主催)への協賛が挙げられます。ピンクリボンフェスティバルは、2003年から始まった「乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝える」ことを推進するプログラムで、当グループは2005年から協賛しています[※]。また、ピンクリボンフェスティバルのメインイベントとして行われる「スマイルウオーク」には、毎年、近隣の支店



スマイルウオークin名古屋



の社員や家族が自主的に参加し、ピンクリボン運動を盛り上げています。

そのほかピンクリボン運動の一環として、全国営業店のロビー内で、乳がんの早期発見の大切さについて伝えるパネル展示も行っています。期間中、社員はピンクリボンバッジを着用し、ピンクリボン運動のメッセージを伝えていきます。

[※] 2005年-2010年までは旧住友信託銀行、2011年は旧住友信託銀行、旧中央三井信託銀行にて協賛。

震災復興における日興アセットマネジメントの取り組み



東日本の子どもたちと歩もうプロジェクト



南三陸町の漁港の清掃活動



英語の学習支援

日興アセットマネジメントは、資産運用会社として地球環境や持続可能な社会の発展に積極的に関わるべきであるという理念のもと、さまざまなCSR(Corporate Social Responsibility)活動を行っています。

その取り組みの一つとして、同社は、「東日本の子どもたちと歩もうプロジェクト」を立ち上げました。本プロジェクトは、本業を通じた支援として、日興アセットマネジメントが運用するファンドの委託者報酬を原資として立ち上げた、東日本大震災の復興支援のためのボランティア活動です。

このプロジェクトにより、2011年から2012年にかけて5回にわたり、社員ボランティアが宮城県南三陸町を訪問し、漁港の清掃やがれき撤去などの復興支援活動と、数学、英語などの学習支援活動を行いました。また、多数の被災者が出た志津川病院や、戸倉中学校校舎をバスで巡りながら、被災された方から震災時のお話を伺いました。

その後、2012年8月には、南三陸町立戸倉中学校の3年

生14名を東京の本社に招待する「体験学習in東京」を実施しました。1泊2日で行われた体験学習では、日興アセットマネジメントをはじめとする、東京ミッドタウン内のオフィス訪問のほか、コールセンターのオペレーター体験や名刺交換など、簡単な職業体験を行いました。この職業体験は、戸倉中学校のキャリア教育の一環として、例年2年生を対象に実施していたプログラムですが、東日本大震災の影響で、今回東京に招待した3年生は、1年前に職業体験に来ることができなかった生徒たちです。

また、体験学習最終日には、生徒たちの手による、南三陸町の魅力をPRするためのプレゼンテーションを行いました。生徒自らが考案したオリジナルキャラクターやCMを用いたプレゼンテーションの見学に、同社社員だけでなく、OECD本部や富士フィルムの方、学生ボランティアなど、社外からも多くの方が来場しました。



オフィスの訪問と職業体験



参加者全員で記念撮影(体験学習in東京)



生徒たちのプレゼンテーション(体験学習in東京)

教育支援

将来を担う世代を育成していくことは社会の持続可能性の向上の基盤の形成につながります。当グループは、本業で培った知見やノウハウ等を活用し、将来を担う世代のための教育および金融・経済分野の研究等の支援に取り組んでいます。

国内外の大学への支援

当グループは、国内外の大学を対象に、金融・経済分野に関する寄付講座や研究プロジェクトの設置、信託制度の普及・発展に向けた講師派遣等の支援を実施しています。

中国人民大学へ設置している「三井住友信託銀行経済学講座」からは、毎年、成績優秀な学生を日本へ招聘し、研究報告会や日中間の学術交流イベントなどを開催しています。



中国・中国人民大学：三井住友信託銀行経済学講座（研究報告会）



青山学院大学：信託法ゼミナール（商品開発研究発表会）



慶應義塾大学：日本郵政寄付講座（講義「ユビキタス社会における企業と株主のあり方」）

地域の小・中学校への支援

三井住友信託銀行の各営業店では、近隣小・中学生の職業体験や見学会の受け入れ、地域の商工会議所と連携したキャリア教育の一環としての生徒と社員による座談会な

どを通じて、金融教育や社会の一員として働くことの意味をお伝えする機会の提供に取り組んでいます。



日本橋営業部



杉戸支店



横須賀支店

経済教育ネットワークへの協賛

当グループは、2006年度より、小・中・高生の経済教育の向上を支援する団体「経済教育ネットワーク」（理事長：同志社大学・篠原総一教授）に協賛しています。

同ネットワークは、経済教育を実践しているさまざまな個人や団体を緩やかなネットワークで結び付け、健全な資

本主義のあり方や経済全体の仕組みを子どもたちに伝えることを目的として設立されました。同団体は、全国各地で教員向けのワークショップやシンポジウムを開催しているほか、教材を開発するなど経済教育に関するさまざまな活動を積極的に展開しています。

公益財団法人トラスト60を通じた信託制度の普及啓発

公益財団法人トラスト60は、信託を中心とした金融・経済に係る研究機関です。当グループが、1987年に「信託制度の普及・発展に資する調査・研究を通じ、経済の発展と国民生活の質的向上に貢献したい」という目的で設立しました。

トラスト60は、設立以来、特に信託に関する多数の研究成果を世に送り出すとともに、信託の普及・発展等に向けた活動を積極的に展開しています。

ソーシャルメディアを通じたCSR活動のご紹介

With You支店ブログ

サイトURL: <http://branchblog.smtb.jp/>

三井住友信託銀行は、全国の支店におけるWith You活動の取り組みを紹介する「With You支店ブログ」を立ち上げました。ブログとは、日々の出来事などを日記形式で書き込むインターネットのサイトで、近年利用者が爆発的に増加している「ソーシャルメディア」と呼ばれる新しい情報発信手段の一つです。

三井住友信託銀行がWith You支店ブログを開始したのは、地域独自の情報をリアルタイムで発信すること、また地域貢献に対する思いを支店担当者が生の声でお伝えすることが、地域の皆さまとの関係を深めることに役立つと考えたからです。

今後は、セミナーやパネル展の案内などにも活用し、さらに有効なコミュニケーション手段として発展させていきたいと考えています。



Materiality1

Materiality2

グリーンTVとESDで連携

サイトURL: <http://www.japangreen.tv/>

グリーンTVは、英国に本部を置く世界唯一の環境専門のグローバルメディアです。日本のグリーンTVジャパンは、豊富な海外のコンテンツに加え日本独自に制作した総数850本もの映像コンテンツを無料で提供しており、最近では政府や企業への質の高い作品の提供や、BS放送での独自番組の提供など大きな注目を集めるようになりました。

三井住友信託銀行は、メディアスポンサーとして2007年の創業から一貫してグリーンTVを支援しており、環境コンテンツの制作などでさまざまな連携を図ってきました。最近では、ESD(Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育)の場として、全国のナショナル・トラスト活動を取り上げ、映像を通じて近隣の小学校の環境教育を行う新たなコラボレー



Materiality3

ションを、日本のナショナル・トラスト活動の起源の地とされる和歌山県の天神崎から開始しました(56、57頁参照)。

さまざまな企業行動指針などへの参加と活動

当グループは、国際的な企業行動指針や原則に署名し、その活動を実践するとともに、国連組織や海外の企業・NGOなどと協力し合いながら、国際的な行動基準づくりへも積極的に参画しています。

国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI)への署名



UNEP FIは、金融機関に環境や持続的発展(サステナビリティ)に配慮した行動を促すための国際的ネットワークです。2003年10月に日本の信託銀行として初めて署名して以来、当グループは、本イニシアティブを積極的に支持しています。

UNEP FI 不動産ワーキンググループ (UNEP FI PWG)への参加

UNEP FI PWGは、持続可能な開発を促進する不動産金融—「責任ある不動産投資; RPI (Responsible Property Investment)」を促進するためにUNEP FIの署名機関が組成したワーキンググループの一つです。当グループは2007年6月に参加し、RPI普及促進のためのメディアチームの一員となるなど中心メンバーとして活動しています。

「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」リーダーシップ宣言に署名



当グループは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議において、ドイツ政府の主導による「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に賛同し、世界の33社とともにリーダーシップ宣言に署名しました。以来、世界のリーダー企業の一員として、生物多様性問題に積極的に取り組んでいます。

国連グローバル・コンパクト (国連GC)への署名



国連GCは、アナン前国連事務総長により提唱された人権、労働、環境、腐敗防止に関する行動原則で、署名企業はその実践に向けた取り組みが求められます。当グループは、2005年7月に日本の銀行として初めて署名し、その支持・促進を通じて社会の良き一員として行動することを宣言しました。なお、当グループは国連GCの署名企業が参加するグローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク(GC-JN)のメンバーにもなっています。

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP)への署名



CDPは世界中の機関投資家や金融機関が、企業に対し温室効果ガスの排出に関する情報開示を共同で求めているものです。当グループは、その趣旨に賛同し、2007年1月にCDPに署名しました。

国連責任投資原則 (UN PRI)への署名



当グループ各社は、2006年5月に、国連グローバル・コンパクトとUNEP FIが共同事務局となり策定した「国連責任投資原則」に署名しています。この原則は機関投資家や運用機関に対し、投資の意思決定に際してESG (Environmental=環境、Social=社会、Governance=企業統治)を考慮するよう求めるものです。

BSRへの加盟



BSR (Business for Social Responsibility)は、全世界250社以上の会員企業と連携し、持続可能(サステナブル)なビジネス戦略の開発に取り組む米国のCSR推進団体です。当グループは、2010年1月に同団体に加盟し、中国株SRIにおけるリサーチ情報の提供や管理職向けの研修への講師の派遣など、事業に密着したCSRを推進する上でさまざまなサポートを受けています。

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21世紀金融行動原則)の策定と実践

当グループは、日本の金融機関が横断的に参加し、持続可能な社会に向けた具体的な行動をとることを目指す21世紀金融行動原則の策定に主体的に関わってきました。現在は、運営委員長として、署名機関を取りまとめ、原則の浸透を図るための取り組みを進めています。





2012 CSRレポートへのコメント

上智大学大学院
地球環境学研究科教授
藤井 良広

三井住友トラスト・ホールディングスの傘下で、三井住友信託銀行(以下、SMTB)としての第一歩を踏み出した最初のCSRレポートである。記念の報告だが、運用面での不祥事の説明と対策を、冒頭に掲げねばならなかった。慚愧の念はグループの全員が味わったことだろう。第三者としての意見もそこに触れないわけにはいかない。

企業不祥事をCSRとしてどう捉えるか。不祥事は起きない方がいいに決まっているが、不幸にして事件、事故、一部社員の不正等が起きた場合への対処策も、リスク管理として想定しておかねばならない。この点で、企業が株主等のステークホルダーに伝えねばならない情報は三つに大別できる。①不祥事の実事関係、②なぜ起きたかという原因の究明、③二度と起こさない決意表明とその対策、である。

まず、客観的・中立的に事実関係の把握と、評価をする必要がある。不祥事の場合、往々にして当初の報道等が不確実な場合があるためでもある。ただ、CSRとして最も大事な点は②の原因究明である。組織構成員の不注意や悪意などの個人的要因なのか、外部要因によるものなのか、それとも組織の構造的な課題があるのか。その見極めによって③の対策も決まってくる。

今回の出来事をそうした視点で見ると、①の事実関係の記述はともかく、②については、社内外の関係者で構成する特別調査委員会の設置、さらに同委員会の評価を確認する第三者委員会のチェックによって、客観性・中立性の確保が図られている。そのうえで、不祥事発生の原因を個別的要因とともに、組織的要因の存在も認めている。簡単に言えば、用意していた不祥事防止の仕組みの抑止力が十分でなかった、というわけだ。

そこで③の再発防止の対策は、いかに仕組みを立て直し、機能させるか、という点に重点が置かれる。レポートで示された対策は五つの分野に及ぶ。これらの対策が抑止力を高めるかどうかは今後の課題だ。SMTBのトップから一人一人の行員までが一丸となって、今回の出来事を自らの信用力に置き換えて取り組むことで、組織全体の信用力を回復するだけで

なく、むしろ高める方向に持ってってもらいたい。

不祥事対応以外でのCSRの報告は、前年と同様、「戦略的CSR」の視点での取り組みが示されている。CSRの基本路線は毎年変化する性質のものではないだけに、路線の堅持は当然である。ただ、その軸になる「共通価値の創造」において、不祥事の影響をどう消化していくのか、という点への言及を加えてもらいたかった。内部統制、リスク管理等の説明の中で、不祥事の影響とともに、新たな対応策や心構え等を含めて的確に位置付けることで、読み手に、SMTBのCSRの機能性を確認してもらうこともできたと思われる。

環境・社会的諸課題に対して、金融の本来機能を活用してSMTBがこれまで開発してきた商品・サービスは、引き続き金融界の中でもトップクラスの先進性を維持している。再生可能エネルギー開発など環境金融の市場が膨らみを見せているだけに、同行のこれまでの取り組みが実を結ぶ時期が近づいてきたともいえる。前年のレポートでは、それぞれの取り組みの実績を開示してもらいたいと書いた。今回もその点はまだ十分とは言い切れない。

いくら良いアイデアの商品・サービスであっても実績が伸びない理由の一つには、政策動向や技術変化などの別の要因が重なっていることも多い。そうした原因や背景も含めて分析することで、市場全体の課題克服を促進する可能性もある。

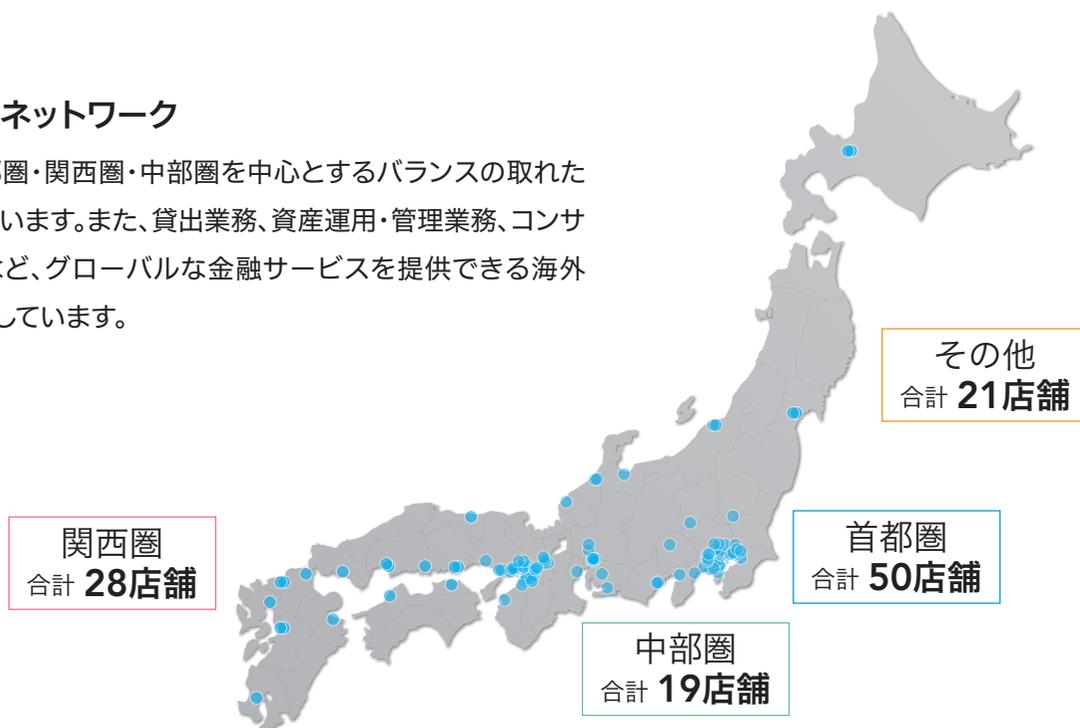
情報開示という点では、国際的に財務・非財務の統合報告への流れが急速に強まっている。内外の関係機関で構成する国際統合報告審議会(IIRC)は2012年7月、統合報告のフレームワークを公表、主要なグローバル企業による試行も始まっている。その基本姿勢は、非財務情報を含めて、企業価値をより正確にステークホルダーに開示する点にある。SMTBが取り組んできた戦略的CSRが企業価値にどう反映しているか、あるいははしていくか。

SMTBには、金融界のCSR活動のトップ企業としての自覚を持って、統合報告づくりについても、先進的・先駆的に取り組んでもらいたい。

拠点網(2012年9月末現在)

国内店舗・海外ネットワーク

当グループは首都圏・関西圏・中部圏を中心とするバランスの取れた拠点網を構築しています。また、貸出業務、資産運用・管理業務、コンサルティング業務など、グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワークも有しています。



国内拠点数

(2012年9月末現在)

	支店	コンサルプラザ・ コンサルオフィス等
首都圏	50 (42.4%)	26
関西圏	28 (23.7%)	8
中部圏	19 (16.1%)	1
その他	21 (17.8%)	0
合計	118 (100.0%)	35

国内においては、首都圏・関西圏・中部圏を中心とするバランスの取れた店舗ネットワーク

海外拠点

(2012年9月末現在)

米国	ニューヨーク	ニューヨーク支店
	ニュージャージー	米国現地法人(資産管理業務)
欧州	ロンドン	ロンドン支店 英国現地法人(証券業務)
	ルクセンブルク	ルクセンブルク現地法人(資産管理業務)
アジア	シンガポール	シンガポール支店
	上海	上海支店
	北京	北京駐在員事務所 北京(証券業務)駐在員事務所
	南京	紫金信託有限責任公司(信託業務)
	香港	香港現地法人(資産運用業務・金融業務)
	その他	ジャカルタ駐在員事務所
		ソウル駐在員事務所 バンコク駐在員事務所

グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワーク

当社の概要(2012年9月末現在)

商号	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内1-4-1
設立日	2002年2月1日(2011年4月1日 商号変更)
主な事業内容	信託銀行を中核とする、三井住友トラスト・グループの業務執行管理型の持株会社として、以下(1)～(6)を主な機能としています。 (1) グループ経営戦略企画機能 (2) 経営資源配分機能 (3) 業務運営管理機能 (4) リスク管理統括機能 (5) コンプライアンス統括機能 (6) 内部監査統括機能
資本金	2,616億872万5,000円
発行済株式総数	普通株式 4,153,486千株 優先株式 109,000千株
上場証券取引所	東京(第1部)、大阪(第1部)、名古屋(第1部)
証券コード	8309

格付情報(2012年11月末現在)

当社は格付を取得していません。子会社の三井住友信託銀行の格付は以下の通りです。

		長期	短期	財務
米国	スタンダード&プアーズ (S&P)	A+	A-1	—
	ムーディーズ (Moody's)	A1	P-1	C
	フィッチ・レーティングス (Fitch)	A-	F1	a-*
	日本格付研究所 (JCR)	AA-	—	—
	格付投資情報センター (R&I)	A+	a-1	—

※ 存続性格付を記載

2012年12月発行

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 経営企画部CSR推進室

〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1

電話 03-6256-6251 ファクス 03-3286-8741

ホームページ <http://smth.jp/csr/index.html>



本冊子は環境にやさしい植物油インキと適切に管理された木材を原料としてつくられた「FSC®認証紙」を使い、「水なし印刷」で印刷しています。